



AIと専門家による
2025年3月期の有価証券報告書における
サステナビリティ情報の開示分析

目次

1.	本分析のポイント（エグゼクティブサマリー）	3
2.	調査の概要	4
2.1	調査手法	4
2.2	対象となる開示	4
2.3	調査対象企業	4
2.3.1	AI調査	4
2.3.2	専門家調査	4
2.4	調査における注意点	5
2.4.1	AI調査	5
2.4.2	専門家調査	5
3.	全体傾向	6
3.1	急上昇ワード	6
3.2	記載量	7
3.2.1	有価証券報告書のセクション別記載量の傾向	7
3.2.2	役員報酬とサステナビリティ開示量の関係	8
3.3	サステナビリティ情報の記載傾向	9
3.4	重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）	10
4.	サステナビリティ情報の開示分析	11
4.1	ガバナンスの開示	12
4.1.1	SSBJ基準における開示要求	12
4.1.2	SSBJ基準におけるガバナンスの開示項目と有価証券報告書での開示状況	13
4.2	リスク管理の開示	18
4.2.1	SSBJ基準における開示要求	18
4.2.2	SSBJ基準におけるリスク管理の開示項目と有価証券報告書での開示状況	19
4.3	戦略の開示	24
4.3.1	戦略のつながり	24
4.3.2	SSBJ基準における開示要求	32
4.3.3	SSBJ基準における気候関連の戦略の開示項目と有価証券報告書での開示状況	33
4.4	指標及び目標の開示	37
4.4.1	SSBJ基準における開示要求	37
4.4.2	SSBJ基準における気候関連の指標及び目標の開示項目と有価証券報告書での開示状況	38
4.4.3	GHG排出量実績・削減目標における有価証券報告書での開示状況	46
4.4.4	人的資本に関する実績値の有価証券報告書での開示状況	54

1. 本分析のポイント（エグゼクティブサマリー）

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する記載文字量は2023年3月期から2025年3月期にかけて約1.5倍増加しており、多くの企業がサステナビリティ情報の開示に対して積極的に取組んでいることが見て取れた。特に、サステナビリティ関連の評価項目を役員報酬に組み込んでいる企業において記載量が多い傾向が見られた。サステナビリティ情報開示のさらなる拡充に向けて、役員報酬制度の設計を含むガバナンスの強化が有効である可能性が示唆される。
- 人的資本や気候変動について多くの企業が開示しているが、投資家が企業価値向上に向けたストーリーを読み取るうえで、ESG関連項目以外のDXや知財などのテーマについても重要性がある場合がある。これらのテーマに関する開示は現時点では限定的であるものの、増加傾向にあり、企業価値に対する企業の意識向上がうかがえる。今後、さらなる開示の拡充が期待される。
- サステナビリティに関するリスク・機会、戦略、指標及び目標の記載内容のつながりについては課題が見られた。気候変動に関してはリスクや機会、戦略に関して多様な観点が記載される一方で、指標及び目標については温室効果ガス（以下「GHG」という）排出量関連に集中している傾向が見られた。人的資本については戦略や指標及び目標については多様な観点が記載される一方で、開示府令上、明確に要求されていないリスクに関する記載が乏しい傾向が見られた。サステナビリティ情報の開示においては、断片的な情報の開示ではなく、重要性のあるリスクや機会から戦略、指標及び目標へと一貫性をもった情報開示が期待される。
- SSBJ基準に則した開示は前期から若干の増加にとどまっている。SSBJ基準適用義務化に向け、経営戦略としてのサステナビリティ課題への対応について、投資家がその内容を理解できるように開示の準備を加速させていくことが大いに期待される。
- GHGの開示については、排出量の実績値を開示する企業が増加傾向にあることが確認されたものの、特に当年度の排出量を有価証券報告書提出日に間に合わせて集計し開示できている企業は半数以下にとどまっている。前年度の排出量の実績値を開示しているケースもまだ多く見られた。GHG排出量の集計体制の整備をさらに進めていく、適時に開示できるよう準備を進めていく必要があると考えられる。
- 人的資本の開示については、前年度は提出会社単体ベースでの開示が多く見られたが、当年度は連結ベース（提出会社 + 重要な子会社の開示含む）で開示する企業が増加傾向にあり、連結ベースで情報収集し開示する必要性が企業に浸透してきている様子が見て取れた。連結ベースでのさらなる開示の充実が今後も期待される。
- ガバナンスにおいて、執行に関する記載は詳細に開示している企業が多く見られた一方で、監督についての開示は取締役会が経営陣から報告を受けている旨の開示等の形式的なものに留まっている企業が多かった。ガバナンスの開示に際しては、執行側の記載だけでなく監督側についても記載することが重要であり、取締役会等による監督を含めたガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められることに留意する必要がある。
- リスク管理において、気候関連のリスク及び機会を識別するためのシナリオ分析について開示する企業が増加傾向にあり、気候変動リスク及び機会に対するエクスポージャーを把握識別する企業が増加していることがうかがえたが、財務的影響を開示している企業の割合は低かった。財務的影響は投資家の意思決定においても有用性が高いと考えられるため、情報のさらなる開示を期待したい。

2. 調査の概要

2.1 調査手法

有価証券報告書におけるステナビリティ情報の開示状況をAIを活用した調査と専門家による目視調査の二種類の手法を用いて調査した。なお、昨年度を対象に、AIを活用した調査については、「[AIを用いたテキスト解析による有価証券報告書の開示動向調査](#)」を、専門家による目視調査については、「[2024年3月期の有価証券報告書におけるステナビリティ情報の開示分析](#)」を公表している。

2.2 対象となる開示

2025年3月期の有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【ステナビリティに関する考え方及び取組】の記載を調査の主な対象とした。当該記載は、2023年1月31日に公布・施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」により、「企業内容等の開示に関する内閣府令」及び開示ガイドラインの一部が改正（以下「開示府令」という）され、有価証券報告書の記載が新設された項目である。本改正により、2023年3月期の有価証券報告書等からステナビリティ情報の開示が義務付けられたものである。

AIを活用した調査において、有価証券報告書の項目ごとの記載量を分析する際は、2【ステナビリティに関する考え方及び取組】に加えて、1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、3【事業等のリスク】、4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】も調査の対象とした。また、役員報酬の記載状況を分析する際は、第4【提出会社の状況】の4【コ-ポレート・ガバナンスの状況等】の（4）【役員の報酬等】を調査対象とした。

専門家による目視調査において、有価証券報告書の他の項目（第1【企業の概況】の5【従業員の状況】や、第4【提出会社の状況】の4【コ-ポレート・ガバナンスの状況等】など）についても、【ステナビリティに関する考え方及び取組】欄で参照している旨の記載がある場合など、ステナビリティに関連する記載がある場合は併せて調査の対象とした。

2.3 調査対象企業

2.3.1 AI調査

2025年3月期決算企業、かつ、2025年6月30日までに当該期間の有価証券報告書を提出した東京証券取引所上場企業のうち、過去3年にわたり決算期の変更なく有価証券報告書を提出している企業2,153社を調査対象とした。なお、経年での調査において、市場区分別や時価総額別での分析を行う際には、2025年時点での区分や時価総額^{*1}に基づき企業の振り分けを行った。

2.3.2 専門家調査

2025年3月末時点で、時価総額^{*1}が1兆円以上のプライム市場上場企業のうち、2025年6月末までに有価証券報告書を提出している3月決算企業133社を調査の対象とした。

対象を時価総額1兆円以上の企業としたのは、金融審議会「ステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下「ステナビリティWG」という）における、SSBJ基準の有価証券報告書への適用対象、適用時期の検討状況を踏まえたものである^{*2}。

開示府令への準拠は時価総額にかかわらず有価証券報告書を提出するすべての企業に求められているが、他の上場企業に比べ早いタイミングでSSBJ基準の適用義務化が予想される時価総額1兆円以上の企業を対象とすることで、SSBJ基準の適用を見据えた先進的な開示がどの程度進んでいるかを把握する。

また、決算月については、有価証券報告書におけるステナビリティ情報の開示がどのように変化・拡充したかを分析するため、開示府令改正3年目の情報が入手可能となる3月決算に対象を絞った。

比較対象とする2024年3月期の有価証券報告書については、2025年3月期の分析対象と同じ条件^{*3}で抽出した141社とした。なお、2024年3月期の開示状況については、本分析を行うにあたり、改めて開示内容を確認し、昨年実施した調査結果の見直しを適宜行った。

*1 東京株式市場2025年3月31日（月）の終値に基づく時価総額による。

*2 SSBJ基準は金融庁による法令上の手当がなされることを前提としているため、適用対象や適用時期についての具体的な定めはない。SSBJ基準の適用対象や適用時期については、金融審議会により設置された「ステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（ステナビリティWG）において、現在検討されている。

*3 東京株式市場2024年3月29日（金）の終値に基づく時価総額による。

2.4 調査における注意点

2.4.1 AI調査

AIによる調査では、テキスト解析を機械的に行なっており、機械処理による誤解析やデータの欠落を含みうる。データの欠落の例としては、有価証券報告書XBRLデータのタグ情報に基づいたデータの抽出を行っているため、タグ情報と文章の不一致などによる文章の欠落などが挙げられる。また、テキスト解析の中で文章から各種情報を機械処理にて抽出する際に生成AIなどを活用しており、AIの誤判定などによる誤りが含まれる可能性があることに留意されたい。テキスト解析のため、有価証券報告書内で画像形式で情報が埋め込まれている箇所は解析対象外となる。

AI調査の一部においてキーワードを用いた情報抽出を行っており、原則として以下のそれぞれ対応する単語群のうちいずれか1つ以上が記載されている場合に記載ありとした。例外的な処理を行っているものについては、注釈により補足している。アルファベットの大文字小文字については、表記揺れを加味して記載の有無を判定している。

気候変動	気候変動、気候、カーボンニュートラル、TCFD
人的資本	人的資本、人材、多様性
生物多様性	生物多様性、自然資本、TNFD
人権	人権
循環型社会	循環型社会、循環型経済、循環経済、サーキュラーエコノミー、サーキュラー・エコノミー
地域経済	地域経済、地域課題、地域社会
情報セキュリティ	情報セキュリティ、サイバーセキュリティ、サイバー攻撃、不正アクセス
DX	DX、デジタルトランスフォーメーション、デジタル・トランスフォーメーション、Digital Transformation
知財	知財、知的財産、知的資本
水	水 ※ただし、洪水や水素などの語句は除外

2.4.2 専門家調査

有価証券報告書のサステナビリティ情報の開示については、具体的な記載方法は開示府令等で詳細に規定されておらず、企業の取組みの状況に応じて柔軟な記載が可能な枠組みとされている^{*4}。そのため、調査対象については、網羅的にカウントできていない可能性や、一部重複したカウントになっている可能性がある。また、2024年3月期及び2025年3月期の分析対象企業の抽出基準は同様であるが、時価総額によっているため、分析対象企業はそれぞれ異なる（2.3.2参照）ことに留意されたい。

*4 出所：金融庁「令和6年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」P.14

3. 全体傾向

3.1 急上昇ワード

有価証券報告書の第2【事業の状況】の1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】において、2024年3月期から2025年3月期にかけて記載社数が大幅に増加したキーワードを集計し、今年の「急上昇ワード」として分析を行った。本分析では、増加数が多いキーワードをランキング形式でまとめた（【図表1】）。

分析の結果、上位に見られるキーワードには「米国」、「関税政策」、「政策動向」などが挙げられ、特に米国による関税政策に関する内容が多く含まれていることが確認された。これらの記載から、関税における経営環境の変化に対する各社の関心が高まっている様子が読み取れる。また、テクノロジー関連の話題では、「生成AI」、「AI」といったキーワードが昨年に引き続き注目されており、これらの領域への関心が高いことが明らかとなった（【図表1】参照）。

【図表1】 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】における急上昇ワード

AI調査

全上場企業

ワード	2024年3月期 記載社数	2025年3月期 記載社数	増加数
米国	211	689	478
関税政策	0	239	239
通商政策	1	203	202
不確実性	160	289	129
改善	813	940	127
雇用・所得	105	231	126
政策動向	1	118	117
世界経済	229	329	100
継続	1,113	1,200	87
株主還元	368	455	87
最適化	379	465	86
不透明感	83	164	81
アメリカ	16	97	81
動向	246	325	79
物価上昇	271	350	79
投資	861	938	77
背景	526	593	67
成長投資	261	327	66
生成AI	98	162	64
影響	990	1,052	62
高度化	358	420	62
AI	285	344	59
成長	1,637	1,692	55
持続	1,544	1,598	54
戦略	732	786	54

3.2 記載量

3.2.1 有価証券報告書のセクション別記載量の傾向

有価証券報告書の第2【事業の状況】における以下のセクションについて、平均記載量^{*5}を集計し、2023年3月期、2024年3月期、2025年3月期決算の企業を対象に経年比較を分析した（【図表2】）。

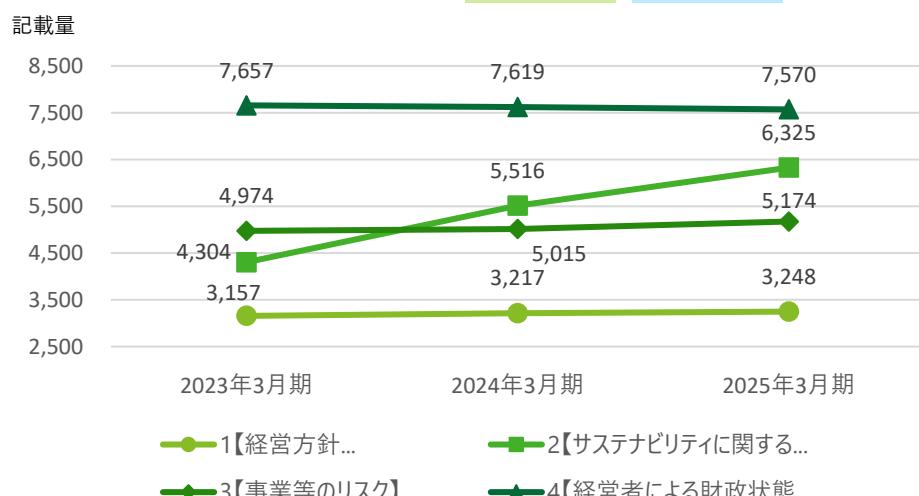
- ・1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
- ・2【サステナビリティに関する考え方及び取組】
- ・3【事業等のリスク】
- ・4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

分析の結果、特に2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の平均記載量が顕著に増加していることが確認された。このセクションの記載量は、2023年3月期から2025年3月期にかけて約1.5倍に拡大しており、各社がサステナビリティに関する情報開示を積極的に進めている傾向が見受けられる。一方、他のセクションについては記載量に大きな変化は見られなかった。

【図表2】 セクション別の平均記載量の推移

AI調査

全上場企業

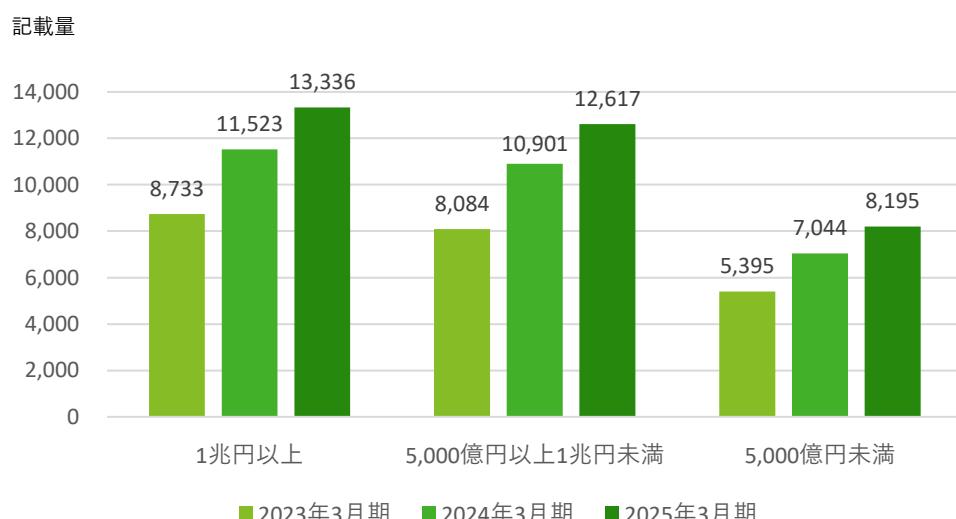


また、特に2【サステナビリティに関する考え方及び取組】について、プライム市場に上場する企業を対象に、時価総額別（「5,000億円未満」、「5,000億円以上1兆円未満」、「1兆円以上」）の平均記載量を集計した結果を【図表3】に示した。【図表3】から、すべての時価総額カテゴリにおいて、平均記載量が経年で増加していることが確認できた。また、時価総額が大きい企業ほど、記載量が多い傾向が見られた。

【図表3】 時価総額別 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の平均記載量の年度推移

AI調査

プライム企業



*5 記載量は文字数をカウントすることで計算した。

3.2.2 役員報酬とサステナビリティ開示量の関係

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載量には、役員報酬における業績連動報酬へのサステナビリティ関連指標の組み込みが影響を与える可能性が考えられる。この傾向を検証するため、まず4【コ-ポレート・ガバナンスの状況等】の（4）【役員の報酬等】における気候関連評価項目やサステナビリティ・ESG関連項目の役員報酬への組み込み状況をAIを用いて自動判定し、プライム市場上場企業を対象に時価総額別で集計した。

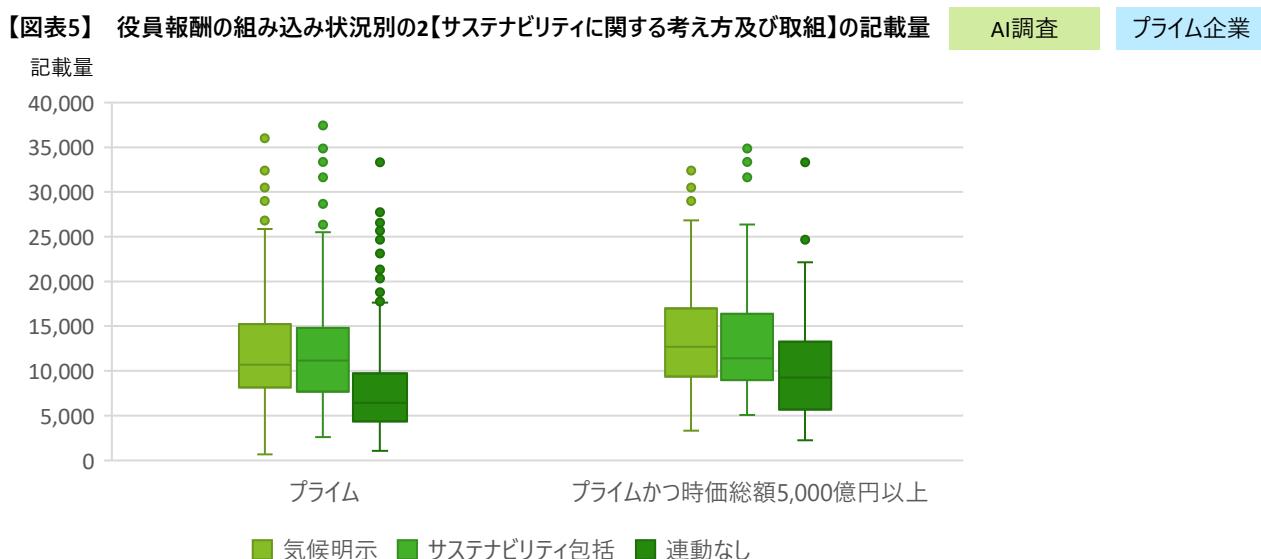
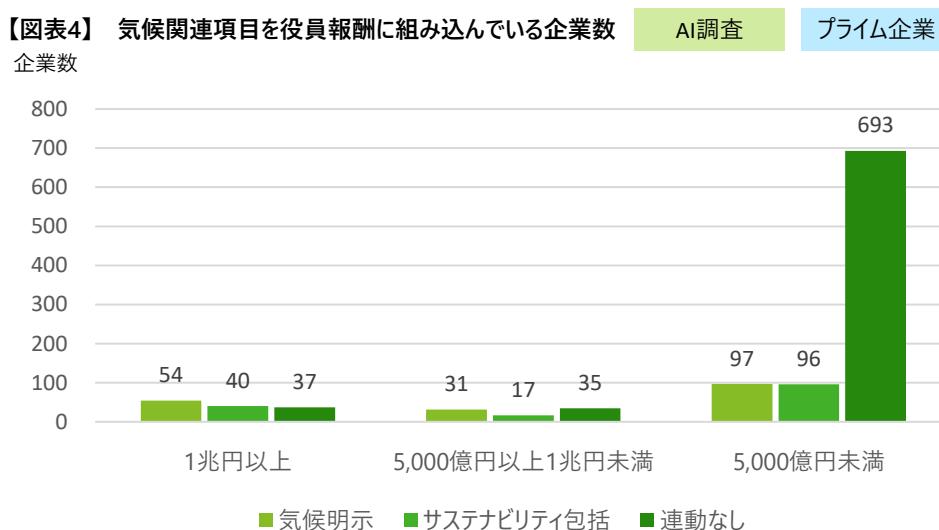
SSBJ基準では、ガバナンスの開示において、リスク及び機会に関連する目標設定の監督や進捗のモニタリングの開示が求められており、関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれている場合もこれにあたる（4.1.2（1）⑥参照）。また、気候関連評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、その方法や割合の開示が求められている。また、評価項目が他の項目と一体的に組み込まれ、気候関連部分を区分して識別できない場合には、その旨を明記したうえで、評価項目全体について開示することが許容されている（4.4.2（1）⑦参照）。これを踏まえ、本項では役員報酬への組み込み方を以下の三つのパターンに分類し、分析を行った（【図表4】）。

1. 気候明示：気候関連項目を具体的に役員報酬に組み込んでいる。

2. サステナビリティ包括：気候関連項目を明示していないものの、サステナビリティ、ESG、マテリアリティ、SDGsなど、気候関連項目を含む可能性がある概念を業績連動報酬に組み込んでいる。

3. 運動なし：上記いずれの項目も役員報酬に組み込めていない。

分析の結果、時価総額5,000億円未満の企業では「運動なし」が多数を占める一方、5,000億円以上の企業では半数以上が何らかの形でサステナビリティ関連項目を役員報酬に組み込んでいることが明らかとなった（【図表4】参照）。



これらの結果を踏まえ、役員報酬への気候関連、サステナビリティ、ESGなどの評価項目の組み込み状況と、2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載量との関係を分析した（【図表5】）。分析の結果、気候関連、サステナビリティ、ESGなどの評価項目を何らかの形で組み込んでいる企業群は、組み込んでいない企業群と比較して、統計的有意に記載量が多いことが確認された（【図表5】の左）。なお、この結果は役員報酬における評価項目の組み込み状況と記載量の間の相関の関係を示すものであり、必ずしも両者の間の因果関係を示すものではない。例えば、組み込んでいない企業群の記載量が少ない要因として、時価総額が小さい企業が多く含まれていることが考えられる（【図表4】）。そこで、時価総額5,000億円以上の企業のみを対象に、役員報酬と記載量の関係を分析した（【図表5】の右）。その結果、時価総額5,000億円以上を対象とした場合においても、気候関連、サステナビリティ、ESGなどの評価項目を何らかの形で組み込んでいる企業群は、組み込んでいない企業群と比較して、統計的有意に記載量が多いことが確認された。

一方、気候関連、サステナビリティ、ESGなどの評価項目を役員報酬に組み込んでいる企業群において、記載量の増加傾向にはばらつきが見られた。気候関連、もしくは、サステナビリティ、ESGなどの評価項目を役員報酬に組み込んでいる企業群の記載量の標準偏差は、2024年3月期には5,845であったのに対し、2025年3月期には6,707に増加した。記載量を大幅に増加させた事例としては、以下のようなケースがある。従来は気候変動や人的資本の開示に注力していた企業が、水資源など、より広範なマテリアリティに関する情報を追記したケースが挙げられる。また、気候変動に関するシナリオ分析の詳細を新たに記載した企業や、生物多様性に関するシナリオ分析を開始した企業も該当した。さらに、GHG排出量の測定方法における仮定や排出係数に関する詳細情報を記載した企業も見られた。

時価総額1兆円以上のプライム市場上場企業の2025年3月期の有価証券報告書における開示の状況については、4.4.2 (1) ⑦を参照されたい。

3.3 サステナビリティ情報の記載傾向

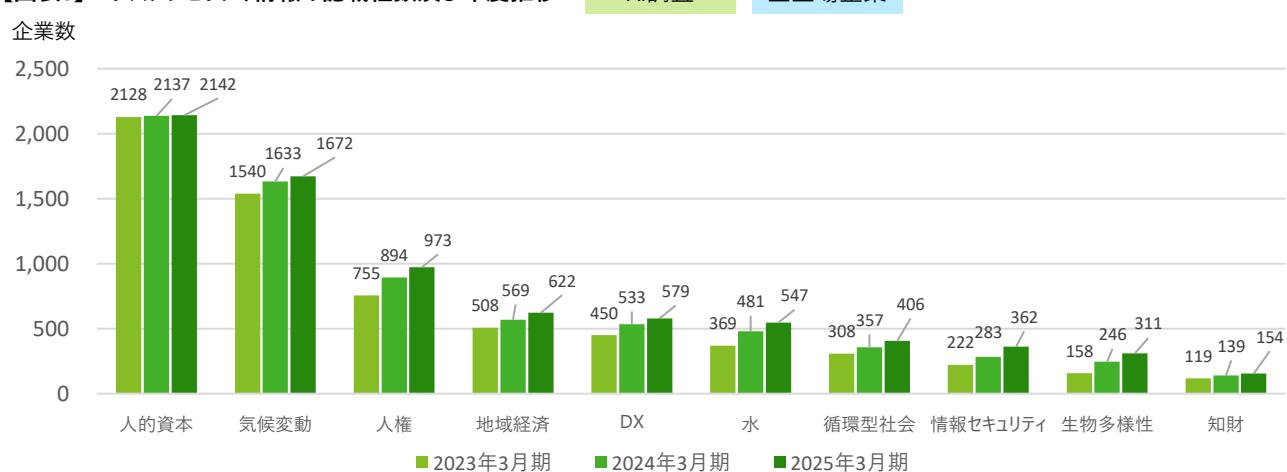
2【サステナビリティに関する考え方及び取組】において、2.4.1において定義したサステナビリティ情報を記載している企業数を2023年3月期から2025年3月期にかけて集計した（【図表6】）。

「人的資本」や「気候変動」に関する項目は、2025年3月期における記載企業数がそれぞれ2,153社中2,142社（99.5%）、1,672社（77.7%）と非常に多くの企業が開示していることがわかった。一方、2023年3月期から2025年3月期にかけて開示企業数の増加率が特に大きいアジェンダとして、「生物多様性」、「情報セキュリティ」、「水」が挙げられる。それぞれの増加率^{*6}は、「生物多様性」が96.8%、「情報セキュリティ」が63.1%、「水」が48.2%であった（【図表6】参照）。

「生物多様性」については、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）のフレームワークに基づいた開示が進んでいる傾向が見られた。また、「水」に関しては、食品業種における水使用量削減の取組みや、建設業種における工事等での水環境への悪影響低減を目指す旨の記載などが見られた。さらに、「情報セキュリティ」に関しては、サイバー攻撃による事業停止の懸念のほか、個人情報の漏洩に関する懸念などが見られた。

金融庁による「令和6年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意事項等」では、「サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、いわゆる「開示のための開示」に陥らず、投資者が、気候変動、人的資本、知的財産等の個々のサステナビリティに関する事項について、企業価値向上に向けたストーリー（文脈）を理解できるように開示することが期待される」とされている。企業価値向上に向けたストーリーを読み取るうえでは、ESG関連項目以外のDXや知財などのテーマについて重要性がある場合がある。こういったテーマに関する開示は引き続き限定的であるものの、増加傾向にある。これは企業価値向上に向けたストーリーを開示することに対する企業の意識向上の表れとも考えられる。今後、さらにこのような開示の拡充が期待される。

【図表6】 サステナビリティ情報の記載社数及び年度推移



*6 ここで増加率は以下の計算式で算出した：(2025年3月期の記載社数 - 2023年3月期の記載社数) / 2023年3月期の記載社数

3.4 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）

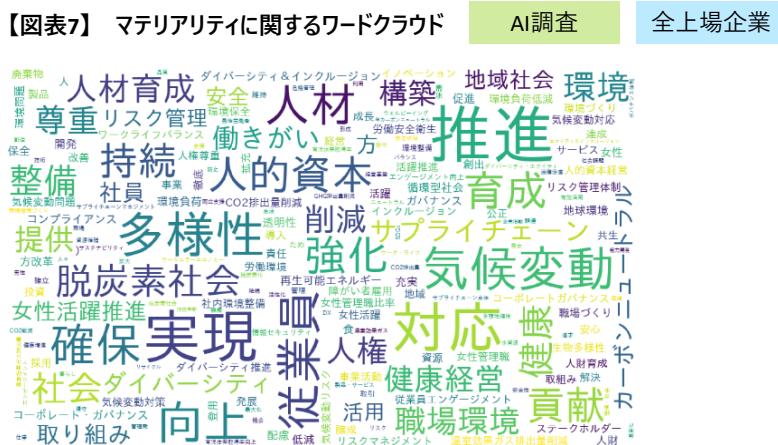
2【サステナビリティに関する考え方及び取組】において、各社がどのような重要なサステナビリティ課題（以下、マテリアリティ）を認識しているかを調査するため、2025年3月期の報告書に記載されたマテリアリティの文章を抽出し、その中に含まれるキーワードの頻度を集計した^{*7}。集計結果は、頻度が高いほど文字サイズが大きく表示されるワードクラウドとして表した（【図表7】）。

分析の結果、「気候変動」、「人的資本」、「多様性」といった主要なサステナビリティ項目に関連するキーワードが多く含まれていることがわかった。また、「人材」、「健康経営」、「職場環境」といったワードも多く見られたが、これは開示府令では、人的資本については重要性にかかわらず、方針、指標、目標及び実績の開示が求められていることに加えて、人的資本におけるこれらのテーマが特に重要視されていることが読み取れる。さらに、「気候変動」に関連する項目として、「カーボンニュートラル」や「脱炭素社会」といった具体的なワードも頻出していた。

また、マテリアリティの年度ごとの変化を分析するため、2024年3月期の同セクションに対しても同様の処理を実施し、2024年3月期から2025年3月期にかけてのキーワードの頻度変化を算出した。特に増加したワード（【図表8】の左）と減少したワード（【図表8】の右）を、変化量に基づいてワードクラウドとして表した。

増加したワードとしては、「人権」、「人権尊重」、「健康経営」などの人材保護の観点のほか、「コンプライアンス」、「サプライチェーン」、「情報セキュリティ」といったキーワードが挙げられる。一方で、減少したワードとしては、「多様性」が挙げられる。絶対的な頻度としては依然として多いものの（【図表7】参照）、「多様性」という単一の形式的な表現が減少し、その内容が「コンプライアンス」や「人権尊重」、「健康経営」、「人的資本経営」といった多角的な表現に分散した可能性が考えられる。

【図表7】 マテリアリティに関するワードクラウド



【図表8】 増加したワード（左）と減少したワード（右）を表すワードクラウド

AI調査 全上場企業



*7 3.3「サステナビリティ情報の記載傾向」では2【サステナビリティに関する考え方及び取組】全体を対象に情報の抽出を行ったが、本分析では2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の中で各社が重要課題・マテリアリティとして記載している文章のみを対象に情報の抽出を行った。

4. サステナビリティ情報の開示分析

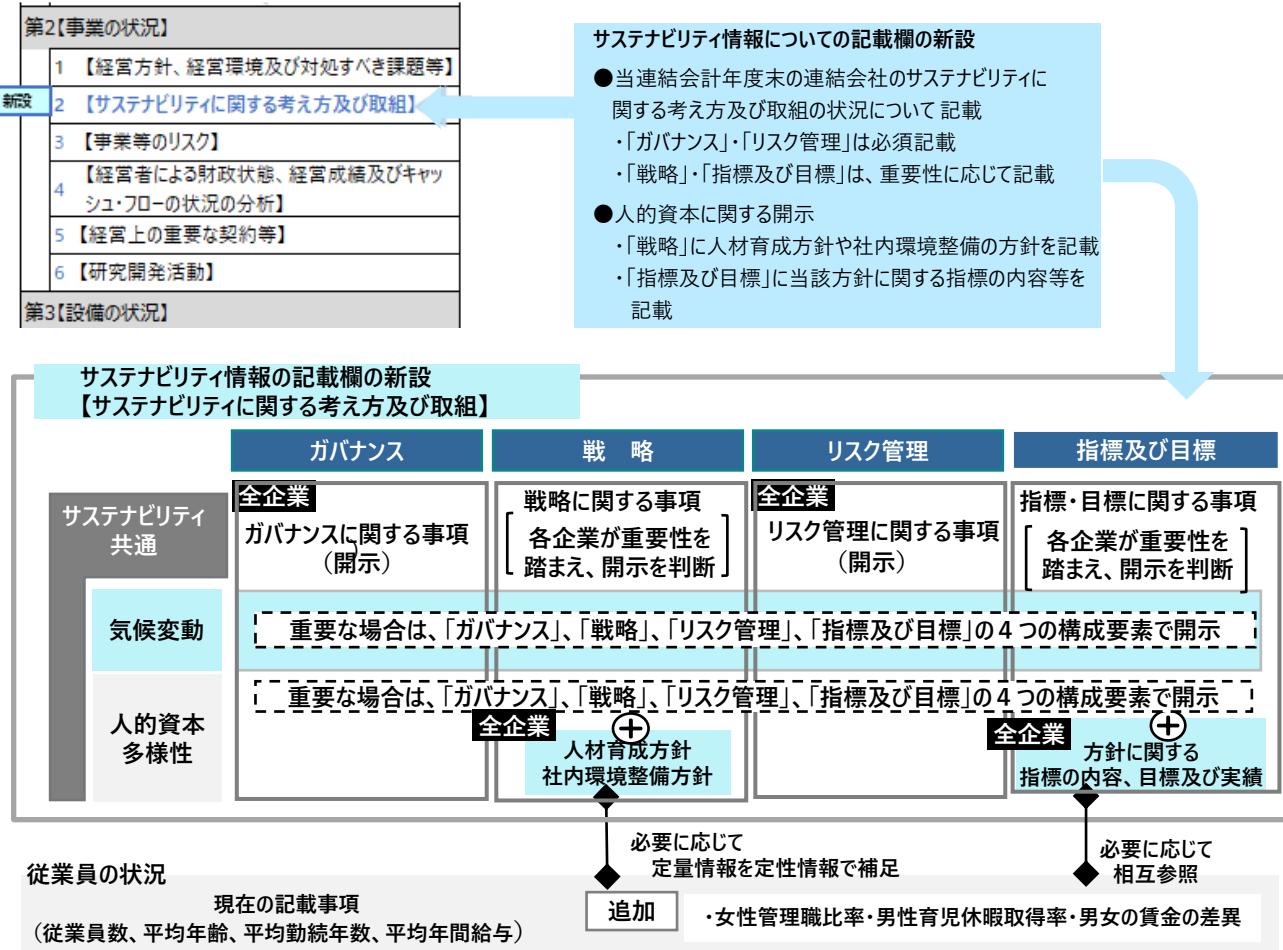
本分析では、有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の開示について、次の観点から分析を行った。

SSBJ基準で開示が求められている「ガバナンス、リスク管理、戦略、指標及び目標」の一部の項目について、SSBJ基準適用義務化の前ではあるが、2025年3月期の有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】において、時価総額が1兆円以上のプライム市場上場企業を対象に、どの程度開示されているかについて専門家による分析を行った（[4.1.2](#)、[4.2.2](#)、[4.3.3](#)、[4.4.2](#)参照）。

また、開示府令改正3年目の2025年3月期におけるサステナビリティ情報の開示の変化・拡充の状況を把握するため、2024年3月期と2025年3月期の有価証券報告書における気候変動と人的資本に関する開示について、時価総額が1兆円以上のプライム市場上場企業を対象に、専門家による比較分析を行った（[4.4.3](#)、[4.4.4](#)参照）。

さらに、有価証券報告書の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の開示は、金融庁による令和5年度、令和6年度及び令和7年度の有価証券報告書レビューにおける法令改正関係審査及び重点テーマ審査の対象となっている。令和7年度の有価証券報告書レビュー^{*8}は、現在実施中であるが、令和5年度と令和6年度については、「有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」が公表されている。令和6年度有価証券報告書レビューでは、令和5年度に引き続き課題⑤として「サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である」点が指摘されている。適切ではないと考えられる事例として、企業は取組みや指標及び目標の内容を記載するだけに留まっており、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会の内容について記載していない事例が示されている。また新たに識別された課題④として、「識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である」が追加されている。本項では、サステナビリティ関連財務開示内の開示のつながり（サステナビリティ関連のリスク及び機会、戦略、指標及び目標のつながり）について、全上場企業を対象にAIによる分析を行った（[4.3.1](#)参照）。

【図表9】 開示府令改正（2023年1月）による有価証券報告書の【サステナビリティに関する考え方及び取組】欄の新設



出所：有限責任監査法人トマツ『会計情報』 「『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正の概要」（2023年4月号）

*8 令和7年度の有価証券報告書レビューが2025年3月31日以降に終了する事業年度を対象としており、当分析の対象としている事業年度である。

4.1 ガバナンスの開示

4.1.1 SSBJ基準における開示要求

SSBJ基準について

SSBJ基準は2025年3月に公表され、以下の3つの基準で構成されている。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」（以下「一般基準」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という）

適用基準は、SSBJ基準に準拠したサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告する場合において基本となる事項を定めたものである。また、一般基準は、具体的なテーマ別基準が存在しない場合におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会について、4つの構成要素「ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標」に基づき開示する際の定めであり、気候基準は、気候関連のリスク及び機会について、同じく4つの構成要素に基づき開示する際の定めである。

開示府令では、有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の開示にあたり、「ガバナンス、リスク管理、戦略、指標及び目標」の4つの構成要素に基づく開示を求めており⁹、この点SSBJ基準と整合性のある定めとなっているが、現時点ではSSBJ基準のような詳細な開示要求の定めではなく、柔軟な開示が可能となっている。

分析にあたっての留意点

- 開示状況の割合の算出にあたっては、該当するSSBJ基準の開示要求に適切に準拠しているかどうかまでは評価しておらず、部分的あるいは形式的にでも開示要求に対応した開示がなされていると判断できる場合には、開示されているとみなして集計した。したがって、以下の各表における開示状況の割合は、SSBJ基準の各要求事項に準拠している企業の割合を示すものではない。
- 比較の対象としている2024年3月期の割合については、2025年3月期の開示割合の記載の後に（ ）書きで記載している。

SSBJ基準における開示要求

開示府令では、ガバナンスとは「サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう」とされている¹⁰。SSBJ基準でも、ガバナンスの開示目的が一般基準と気候基準で定められており（【図表10】参照）、ガバナンスの考え方については、開示府令とSSBJ基準に大きな違いはない。

【図表10】 SSBJ基準におけるガバナンスの開示目的

サステナビリティ全般（一般基準8項）	気候関連（気候基準9項）
<ul style="list-style-type: none">● ガバナンスに関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることにある。	<ul style="list-style-type: none">● ガバナンスに関する気候関連開示の目的は、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることにある。

参考：一般基準及び気候基準に基づきトマツ作成

上記目的を達成するため、SSBJ基準ではガバナンスにおいて開示すべき事項が一般基準9項及び10項、気候基準10項及び11項で定められている（次頁【図表11】【図表12】参照）。

*9 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）

*10 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）a

4.1.2 SSBJ基準におけるガバナンスの開示項目と有価証券報告書での開示状況

ガバナンスの開示にあたっては、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視、管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続に関する企業の具体的な取組みが伝わるよう開示が必要である。一般基準と気候基準で開示が求められている項目について、2025年3月期の有価証券報告書における分析対象企業での開示状況は以下であった（【図表11】参照）。

【図表11】 SSBJ基準において要求されるガバナンスの開示事項（全般的）	専門家調査	プライム1兆円超企業
■ : 75%以上の企業で開示	■ : 50%以上75%未満の企業で開示	
□ : 25%以上50%未満の企業で開示	□ : 開示企業25%未満	

サステナビリティ全般に関するガバナンスの開示		
	2024年3月期 開示状況	2025年3月期 開示状況
(1) ガバナンス機関又は個人 (一般基準9項)		
① サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督責任を負う機関の名称又は個人の役職名		
② 監督責任が機関又は個人の役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか		
③ 戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能かどうか又は開発する予定かどうかについての判断		
④ 機関又は個人がリスク及び機会について、どのように、どの頻度で情報を入手しているか		
⑤ 企業の戦略、意思決定及びリスク管理のプロセスや関連する方針を監督するにあたり、リスク及び機会をどのように考慮しているか（リスク及び機会間のトレードオフの考慮を含む）		
⑥ 目標設定をどのように監督し、目標達成に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか（関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、含まれる場合、どのように含まれているか）		
(2) 経営者の役割 (一般基準10項)	2024年3月期 開示状況	2025年3月期 開示状況
① 経営者又は委員会等への役割の委任に関する情報（委任されていない場合はその旨）		
② 経営者がリスク及び機会の監督を支援するための統制及び手続に関する情報		

参考：一般基準に基づきトマツ作成

【図表12】 SSBI基準において要求されるガバナンスの開示事項（気候関連） 専門家調査 プライム1兆円超企業

	：75%以上の企業で開示		：50%以上75%未満の企業で開示
	：25%以上50%未満の企業で開示		：開示企業25%未満

気候関連に関するガバナンスの開示			
	2024年3月期 開示状況	2025年3月期 開示状況	
(1) ガバナンス機関又は個人 (気候基準10項目)			
① 気候関連のリスク及び機会の監督責任を負う機関の名称又は個人の役職名			
② 気候関連の監督責任が機関又は個人の役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか			
③ 気候関連の戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能かどうか又は開発する予定かどうかについての判断			
④ 機関又は個人が気候関連のリスク及び機会について、どのように、どの頻度で情報を入手しているか			
⑤ 企業の戦略、意思決定及びリスク管理のプロセスや関連する方針を監督するにあたり、気候関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか（リスク及び機会間のトレードオフの考慮を含む）			
⑥ 気候関連の目標設定をどのように監督し、目標達成に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか（関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、含まれる場合、どのように含まれているか）			
(2) 経営者の役割 (気候基準11項目)	2024年3月期 開示状況	2025年3月期 開示状況	
① 経営者又は委員会等への役割の委任に関する情報（委任されていない場合はその旨）			
② 経営者がリスク及び機会の監督を支援するための統制及び手続に関する情報			

参考：気候基準に基づきトマツ作成

(1) ガバナンス機関又は個人の開示状況

① リスク及び機会の監督責任を負う機関の名称又は個人の役職名

全般的なガバナンス

サステナビリティ全般に関するガバナンスにおいて、リスク及び機会の監督責任を負う機関の名称又は個人の役職名を開示している企業は約9割（約9割、（ ）は2024年3月期の割合。以下同じ）であり、前期と同様多くの企業で開示されていた。サステナビリティ課題への取組みのために「〇〇〇委員会」を設置している企業が多いものの、監督責任を負う機関は、取締役会としている企業がほとんどであった。取締役会以外としては、ESG担当役員や〇〇〇委員会が責任を負うとしている企業も見られた。また、リスクに関する監督責任の開示はあるが、機会についての監督責任の開示がない企業も前期と同様に一定数見られた。

気候関連に関するガバナンス

気候関連に関するガバナンスにおいて、開示している企業は約6割（約6割）であり、こちらも前期と同様の割合であった。監督責任を負う機関としては、サステナビリティ全般におけるガバナンスと同様、取締役会としている企業がほとんどであったが、気候変動に関する課題への対応に特化した委員会を設置し、当該委員会が監督責任を負う旨を開示している企業も見られた。

上記のガバナンスと共に通する傾向として、取締役会による監督について経営陣から報告を受けている旨の開示に留まっており、具体的な監督方法については開示がない企業が多く、実効性のある監督が行われるのか判断が難しい状況であった。一方で、サステナビリティに関する取組みについては、執行に関する記載は詳細に開示している企業が多く、対照的であった。

ガバナンスでは、執行側の記載だけではなく、監督側についても記載することが重要である。金融庁が公表している「記述情報の開示の好事例集2024」においても、投資家・アナリスト・有識者が期待する開示のポイントとして、監督側の記載として取締役会が経営陣をどのように監督しているかについて記載をすることが有用である旨が示されている。具体的には、取締役会がサステナビリティ戦略をモニタリングするスキルを有しているか否かの記載や、取締役会等の監督機関への報告頻度、報告内容に加え、報酬制度を通じた経営者の評価について記載することが例示されている。これらについては以下②③④⑤⑥で分析を行っている。

また、有価証券報告書の他の項目（第4【提出会社の状況】の4【コ-ポレート・ガバナンスの状況等】や、第2【事業の状況】の3【事業等のリスク】）を参照している事例も見られた。有価証券報告書の他の箇所を参照する場合については、令和6年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題⑨として【サステナビリティに関する考え方及び取組】に記載すべき事項を有価証券報告書の他の箇所に記載して参考する場合において、記載上の不備があることが指摘されている。適切ではない事例として、「ガバナンス」については有価証券報告書の第4【提出会社の状況】の4【コ-ポレート・ガバナンスの状況等】、「リスク管理」については有価証券報告書の第2【事業の状況】の3【事業等のリスク】に記載している旨を開示しているが、実際にはこれらの参照先では「サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続」や、「サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程」に関する記載がない状態となっている事例が示されており、留意が必要と思われる。

② 監督責任が機関又は個人の役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか

全般的なガバナンス

サステナビリティ全般に関するガバナンスにおいて、開示している企業は約6割（約6割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

気候関連に関するガバナンス

気候関連に関するガバナンスにおいて、開示している企業は約3割（約4割）であり、前期から若干の減少であった。

上記のガバナンスと共に通する傾向として、企業の取組みのために設置された「〇〇〇委員会」の役割や権限及び義務などについて記述している企業が多かった。また、関連する方針への反映としては、〇〇〇〇グループサステナビリティ基本方針、〇〇〇〇〇グループ環境方針といった、企業のサステナビリティ対応の方針や関連する社内規程について記述している企業が多かった。さらに、有価証券報告書の第4【提出会社の状況】の4【コ-ポレート・ガバナンスの状況等】において、全社的なコ-ポレート・ガバナンスの中で、サステナビリティに関するコ-ポレート・ガバナンスがどのように位置づけられているかについて開示している企業があった。

また、約2割の企業で、スキルマトリックスなどにより取締役に求められる必要な知見等を開示しており^{*11}、約1割の企業では、期待されるスキルについて「サステナビリティ」に特化した旨の開示がされていた。さらに「サステナビリティ」とひとくくりにせず、より詳細な区分（環境、カーボンニュートラル、人権対応、人材育成、ダイバーシティなど）に区分して開示している企業もあった。

*11 本項目は2025年3月期から新たに調査項目に追加している。

③ 戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能かどうか又は開発する予定かどうかについての判断

全般的なガバナンス

サステナビリティ全般に関するガバナンスにおいて、開示している企業は約1割（約1割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

気候関連に関するガバナンス

気候変動に関するリスク管理において、開示している企業は約1割（約1割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

ガバナンスの開示において、当期の有価証券報告書で開示割合が最も低かったのが本項目である。前期も同様の状況であり、監督の実効性を判断するうえで重要と考えられるスキル及びコンピテンシーに関する開示が弱いことがうかがえる。開示例として、取締役の専門性に関する記述や、有価証券報告書の第4【提出会社の状況】の4【コ-ポレート・ガバナンスの状況等】における、第三者による取締役会の実効性評価の結果などを参照している事例が見られた。

④ 機関又は個人がリスク及び機会について、どのように、どの頻度で情報を入手しているか

全般的なガバナンス

サステナビリティ全般に関するガバナンスにおいて、開示している企業は約7割（約6割）であり、前期から若干の増加であった。

気候関連に関するガバナンス

気候関連に関するガバナンスにおいて、開示している企業は約4割（約4割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

上記のガバナンスに共通する傾向として、「〇〇〇委員会が年2回以上開催され、取締役会に報告しております。」といった開示が多かった。頻度については、前期同様、企業の取組みの状況によって「少なくとも年1回」「半期に1回」「四半期ごと」など様々であった。また、「〇〇〇委員会において協議等を行うとともに、代表取締役社長を議長とする経営会議で付議・議論したうえで、取締役会に適時・適切に付議・報告しております。」などのように「適宜」「必要に応じて」「定期的に」など、具体的な頻度の記載がない開示も見られた。

⑤ 企業の戦略、意思決定及びリスク管理のプロセスや関連する方針を監督するにあたり、リスク及び機会をどのように考慮しているか（リスク及び機会間のトレードオフの考慮を含む）

全般的なガバナンス

サステナビリティ全般に関するガバナンスにおいて、開示している企業は約5割（約5割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

気候関連に関するガバナンス

気候関連に関するガバナンスにおいて、開示している企業は約3割（約3割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

上記のガバナンスに共通する傾向として、リスクや機会を考慮している旨の記載はあるが、具体的な内容まで説明している企業は前期と同様多くはなかった。また、リスクについての開示はあるが、機会をどのように考慮したか開示がない企業が当期も見られた。

また、前期と同様リスクと機会のトレードオフについての開示はほとんど見られなかった。

⑥ 目標設定をどのように監督し、目標達成に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか（関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、含まれる場合、どのように含まれているか）

全般的なガバナンス

サステナビリティ全般に関するガバナンスにおいて、開示している企業は約6割（約5割）であり、前期から若干の増加であった。

気候関連に関するガバナンス

気候関連に関するガバナンスにおいて、開示している企業は約5割（約4割）であり、前期から約1割の増加であった。

全般的ガバナンスにおいては、モニタリングの手法の一つとして、サステナビリティに関するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれていることを開示している企業が増加している。この場合、ガバナンスの区分には概要を記載し、有価証券報告書の第4【提出会社の状況】の4【コ-ポレート・ガバナンスの状況等】において詳細な評価方法を開示している企業が多くいた。

(2) 経営者の役割

① 経営者又は委員会等への役割の委任に関する情報（委任されていない場合はその旨）

全般的なガバナンス

サステナビリティ全般に関するガバナンスにおいて、開示している企業は約6割（約6割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

気候関連に関するガバナンス

気候関連に関するガバナンスにおいて、開示している企業は約4割（約4割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

② 経営者がリスク及び機会の監督を支援するための統制及び手続に関する情報

全般的なガバナンス

サステナビリティ全般に関するガバナンスにおいて、開示している企業は約5割（約5割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

気候関連に関するガバナンス

気候関連に関するガバナンスにおいて、開示している企業は約3割（約3割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

上記のガバナンスに共通する傾向として、経営者や経営者が関与する委員会の役割については記載があるが、経営者の役割を他の機関にどのように委任しているか、また、経営者による監督のためにどのような統制及び手続を行っているかについて具体的な取組みまで開示している企業は、前期と同様多くはなかった。

4.2 リスク管理の開示

4.2.1 SSBJ基準における開示要求

開示府令では、リスク管理とは「サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう」*12とされている。SSBJ基準でも、リスク管理の開示目的が一般基準と気候基準で定められており（【図表13】参照）、リスク管理の考え方については、開示府令とSSBJ基準に大きな違いはない。

【図表13】 SSBJ基準におけるリスク管理の開示目的

サステナビリティ全般（一般基準28項（1）（2））	気候関連（気候基準40項（1）（2））
<ul style="list-style-type: none">● サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセス（それらのプロセスが全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられているかどうか、また、統合され、用いられている場合、その統合方法及び利用方法を含む）を理解すること。● 企業の全体的なリスク・プロファイル及び全社的なリスク管理プロセスを評価すること。	<ul style="list-style-type: none">● 気候関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセス（それらのプロセスが全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられているかどうか、また、統合され、用いられている場合、その統合方法及び利用方法を含む）を理解すること。● 企業の全体的なリスク・プロファイル及び全体的なリスク管理プロセスを評価すること。

参考：一般基準及び気候基準に基づきトマツ作成

上記目的を達成するため、SSBJ基準ではリスク管理において開示すべき事項が一般基準29項、気候基準41項で定められている（【図表14】【図表15】参照）。

*12 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）a

4.2.2 SSBJ基準におけるリスク管理の開示項目と有価証券報告書での開示状況

リスク管理の開示にあたり、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程について記載する必要がある。一般基準と気候基準で開示が求められている項目について、2025年3月期の有価証券報告書における分析対象企業の開示は以下であった（【図表14】【図表15】参照）。

【図表14】 SSBJ基準において要求されるリスク管理の開示事項（全般的） 専門家調査 プライム1兆円超企業

開示状況

- | | | | |
|---|-------------------|--|-------------------|
| | ：75%以上の企業で開示 | | ：50%以上75%未満の企業で開示 |
| | ：25%以上50%未満の企業で開示 | | ：開示企業25%未満 |

サステナビリティ全般に関するリスクの開示			
【リスク管理】 (一般基準29項)	2024年3月期 開示状況	2025年3月期 開示状況	
(1) サステナビリティ関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針			
① インプット等の情報			
② リスクの識別にシナリオ分析を使っているかどうか、使っている場合は使用方法*13			
③ リスクの影響の性質、発生可能性及び規模の評価方法			
④ リスクの優先順位付けに関する情報			
⑤ リスクのモニタリング方法			
⑥ プロセス変更の有無と変更内容			
(2) サステナビリティ関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス			
(3) サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法			

参考：一般基準に基づきトマツ作成

*13 気候関連以外のリスクの識別にシナリオ分析を使っているかどうか、使っている場合は使用方法について開示している企業を集計している。

【図表15】 SSBJ基準において要求されるリスク管理の開示事項（気候関連） 専門家調査 プライム1兆円超企業

	: 75%以上の企業で開示		: 50%以上75%未満の企業で開示
	: 25%以上50%未満の企業で開示		: 開示企業25%未満

気候関連に関するリスクの開示			
【リスク管理】 (気候基準41項)	2024年3月期 開示状況	2025年3月期 開示状況	
(1) 気候関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針			
① インプット等の情報			
② リスクの識別にシナリオ分析を使っているかどうか、使っている場合は使用方法			
③ リスクの影響の性質、発生可能性及び規模の評価方法			
④ リスクの優先順位付けに関する情報			
⑤ リスクのモニタリング方法			
⑥ プロセス変更の有無と変更内容			
(2) 気候関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス			
機会の識別にシナリオ分析を使っているかどうか、使っている場合は使用方法			
(3) 気候関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法			

参考：気候基準に基づきトマツ作成

(1) リスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針の開示状況

① インプット等の情報

全般的なリスク管理

サステナビリティ全般に関するリスク管理において、開示している企業は約4割であり（約4割）、前期とほぼ同様の割合であった。

気候関連に関するリスク管理

気候関連に関するリスク管理において、開示している企業は約4割であり（約4割）、前期とほぼ同様の割合であった。

インプット等の情報としては、例えばデータの情報源や当該プロセスの対象となる事業の範囲に関する情報などがあるが、上記のリスク管理に共通する傾向として、具体的なデータの情報源まで記載している企業は多くはなかったものの、サステナビリティ関連のリスク及び機会の評価にあたり、同一のセクターや国に属する先行事例を情報源としている旨、開示している事例があった。

② リスクの識別にシナリオ分析を使っているかどうか、使っている場合は使用方法

全般的なリスク管理

サステナビリティ全般に関するリスク管理において、気候関連以外でシナリオ分析を使っている旨を開示している企業は1割未満（1割未満、（ ）は2024年3月期の割合。以下同じ）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

気候関連以外の事例としては、生物多様性への対応としてシナリオ分析を行っている開示例^{*14}などが見られた。

気候関連に関するリスク管理

気候関連に関するリスク管理において、開示している企業は約8割（約7割）であり、前期より開示する企業が増えている。

当期の有価証券報告書の気候関連のリスク管理の開示において、開示割合が最も高かったのが本項目である。気候関連のシナリオ分析の詳細については有価証券報告書では言及せず、別途公表する統合報告書などを参照する事例が一定数見られたものの、気候変動に伴うリスク及び機会について、具体的にシナリオ分析の結果を開示している事例が多く見られた。シナリオ分析の対象範囲（事業、資産等）について言及する事例もあった。

また、シナリオ分析の結果については、戦略の区分で詳細を開示している企業も多く見られた。採用しているシナリオは、1.5°Cシナリオ、4°Cシナリオを採用している企業が多く、それ以外には、2°Cシナリオなどを採用している企業もあった。また、TCFD提言において推奨されている2°C以下の世界を含む、複数のシナリオ分析の結果を開示している企業が多くかった。

③ リスクの影響の性質、発生可能性及び規模の評価方法

全般的なリスク管理

サステナビリティ全般に関するリスク管理において、開示している企業は約4割（約4割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

気候関連に関するリスク管理

気候変動に関するリスク管理において、開示している企業は約5割（約5割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

リスクの影響の性質、発生可能性及び規模の評価方法に関する情報とは、例えば定性的要因、定量的閾値又はその他の基準を考慮しているかどうかの情報などがある。具体的に発生可能性を時間軸で示した事例や影響度を規模で示した事例があった。上記のリスク管理に共通する傾向として、詳細は有価証券報告書の他の項目などを参照している企業が多く見られた。具体的には、全般的なリスク管理では、詳細については有価証券報告書の第2【事業の状況】の3【事業等のリスク】を参照している企業が多く見られた。また、気候関連に関するリスク管理では、ガバナンスではなく戦略の区分を参考先とし、シナリオ分析の結果と併せて開示している企業が多く見られた。

④ リスクの優先順位付けに関する情報

全般的なリスク管理

サステナビリティ全般に関するリスク管理において、開示している企業は約4割（約4割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

気候関連に関するリスク管理

気候関連に関するリスク管理において、開示している企業は約4割（約4割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

⑤ リスクのモニタリング方法

全般的なリスク管理

サステナビリティ全般に関するリスク管理において、開示している企業は約7割（約7割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

気候関連に関するリスク管理

気候関連に関するリスク管理において、開示している企業は約6割（約6割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

*14 生物多様性への対応の開示事例として、「TNFDが推奨するLEAP分析に基づき、バリューチェーンにおける包括的な自然関連課題を認識、評価するための分析を実施した。」などの事例が見られた。

上記④⑤のリスク管理に共通する傾向として、重要なリスクの特定に至る過程や重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の特定プロセスやモニタリング方法について、「〇〇〇委員会での審議を経て、取締役会で定期的にレビューし、隨時見直しを行っています。」など、簡潔に開示している企業がある。一方で、具体的なプロセスなどについて詳細に開示、あるいは、リスク管理プロセスについて体制図を用いながら分かりやすく記載している企業に分かれた。また、リスクの優先順位付けについては、戦略で詳細を開示している企業も多く見られた。

⑥ プロセス変更の有無と変更内容

全般的なリスク管理

サステナビリティ全般に関するリスク管理において、開示している企業は約1割（約1割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

気候関連に関するリスク管理

気候関連に関するリスク管理において、開示している企業は約1割（約1割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

当期の有価証券報告書において、開示割合が低かったのが本項目である（全般的なリスク管理及び気候関連に関するリスク管理のいずれにおいても、最も開示割合が低い項目であった）。開示がないのは、企業がリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするためのプロセスが、前期と比較して変更がないためとも推測されるが、当該プロセスの変更の有無は、投資家にとって重要な情報であるため、プロセスの変更がない場合は、その旨を開示することが有用と思われる。

令和6年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題②③として、サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない又は不明瞭である点が指摘されている。上記①から⑥に関連し、リスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程について記載が必要である点は留意が必要だろう。現状、「リスク管理を行っている旨」の記載に留まっているような企業においては、具体的なプロセスなどについて開示を行うよう見直しが必要である。

（2）機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス

全般的なリスク管理

サステナビリティ全般に関するリスク管理において、開示している企業は約5割（約5割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

気候関連に関するリスク管理

気候関連に関するリスク管理において、開示している企業は約3割（約1割）であり、前期より開示する企業が増えている。

前期の有価証券報告書における気候関連に関するリスク管理で、開示割合が低かった項目であるが、当期の有価証券報告書では、気候関連に関する機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするためのプロセスを開示する企業が増加している。

また、気候基準では、当該プロセスに関する情報として気候関連のシナリオ分析の利用の有無（利用している場合はその利用方法）の開示も求められている（気候基準41項（2）①②）が、気候関連のシナリオ分析を行っている企業のうち、機会の識別にシナリオ分析を用いている旨を開示している企業は、約6割（約5割）であり、前期より開示する企業が増えている。

TCFD提言ではリスク管理に関するプロセスに焦点を当てているが、ISSB基準（IFRS S1号及びIFRS S2号）及びSSBJ基準では、リスクのみならず機会を含むように開示を拡張している。これは、リスク及び機会は同じ不確実性の源泉からもたらされるか又はそれに関連している可能性があるとの考え方から、機会についても含めたもの（一般基準29項（2）、BC57、気候基準41項（2））である。

リスク管理における機会の開示について、令和6年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題③として、サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない点が継続指摘されているが、未だ記載がない企業が一定数見受けられるため、留意が必要である。

(3) リスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法

全般的なリスク管理

サステナビリティ全般に関するリスク管理において、開示している企業は約5割（約4割）であり、前期より開示する企業が増えている。

気候関連に関するリスク管理

気候関連に関するリスク管理において、開示している企業は約5割（約5割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。

上記リスク管理に共通する傾向として、全社的なリスク管理プロセスに統合されている旨、簡潔に開示している企業が多く、具体的な統合方法や利用方法まで踏み込んで開示している企業は多くはなかった。

4.3 戦略の開示

金融庁による令和6年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意事項等では、令和5年度の有価証券報告書レビューで識別された課題に加えて、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭であるとの課題が新たに追加されている。

開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)bでは、戦略並びに、指標及び目標のうち、重要なものについて記載が求められており、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会とそれに対応する重要な戦略や指標及び目標については、対応関係やつながりを理解できるように記載することによって、投資家が、企業価値向上に向けたストーリー（文脈）を理解できるように開示することが期待されている。

4.3.1 戦略のつながり

(1) 全体像

有価証券報告書の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】では、気候変動や人的資本などのサステナビリティ情報を開示する際、リスク、機会、戦略、目標、実績の項目について一貫性を持って記述することが重要と考えられる。そこで、上場企業における各項目の代表的な記載内容及び項目間の関連性をAIを用いて分析した（【図表16】、【図表17】）。

本分析は、以下の手順で実施した。

1. 【情報の抜き出し】 2025年3月期の有価証券報告書における2【サステナビリティに関する考え方及び取組】に記載された各項目（リスク、機会、戦略、目標、実績）に関する文章を企業ごとに自動抽出した^{*15}。
2. 【項目間のつながり】 企業ごとの抽出結果に対して、以下の四種類の項目間の関連性が存在するかどうかを自動判定した。
 - i. （リスク → 戦略）リスクに対応した戦略であるか
 - ii. （機会 → 戦略）機会に対応した戦略であるか
 - iii. （戦略 → 目標又は実績）戦略に対応した目標/実績であるか
 - iv. （目標 → 実績）目標に対応した実績であるか
3. 【トピック化】 項目（リスク、機会、戦略、目標、実績）ごとの抽出結果を企業横断で集め、類似した内容を自動でまとめ上げることにより主要なトピックを作成した^{*16}。また、各トピックに割り当てられるステップ1の抽出結果の件数を集計した。
4. 【グラフ化】 次に、トピックごとの記載件数及びトピック間の関連性を可視化した。

円の大きさ：そのトピックに属する記載件数に比例する。

線の太さ：トピック間で確認された関連性の強さ（存在する関連の数）に比例する。

気候変動に関する分析結果（【図表16】参照）から、以下の全体的な傾向が読み取れる。

- リスクや機会、戦略に関して多様なトピックが見られた一方で、目標と実績についてはGHG排出量関連に集中している傾向が見られた。
- リスクとしては、サプライチェーンや自然災害に関して多くの企業で開示されているが、それに対応する目標や実績のトピックは見られなかった。
- 機会としては、環境配慮やエシカル消費が多く挙げられているが、それに対応する目標や実績の記載は少ない。

一方、人的資本に関する分析結果（【図表17】参照）から、以下の全体的な傾向が読み取れる。

- 戰略・目標・実績のトピックと比べてリスクのトピックは小さく、リスクの記載が少ない傾向にある。
- 戰略の記載は主に人材育成（従業員のスキル向上やキャリア形成を支援する教育制度など）のトピックに集中し、それに対応する目標として研修・教育投資のトピックとその他トピックへのつながりが見られた。その他トピックへのつながりとしては、各社特有の目標設定をしていると考えられる。

上述の通り、気候変動については、リスクや機会、戦略の記載は比較的充実しているが、それらを定量的にモニタリングするための目標及び実績の記載がGHG排出量関連に集中しており、それ以外の観点について不足している。気候変動に関する開示では、GHG排出量関連以外にも、リスクや戦略に対応づけられた目標を設定し、実績値を開示することで企業活動をモニタリングすることが望ましいと考えられる。一方、人的資本については、戦略やそれをモニタリングするための目標及び実績は比較的記載されているが、どのようなリスクを想定しているかに関する記載が少ない。これは、開示府令上、人的資本関連の戦略と指標及び目標は重要性にかかわらず開示が求められるとともに、指標の実績についても開示が求められている一方で、リスクや機会については明確な開示要求がなく、企業は重要性のあるリスクと機会だけを開示する方針を取っている可能性があると考えられるが、戦略の前提を読み取ることが難しい。

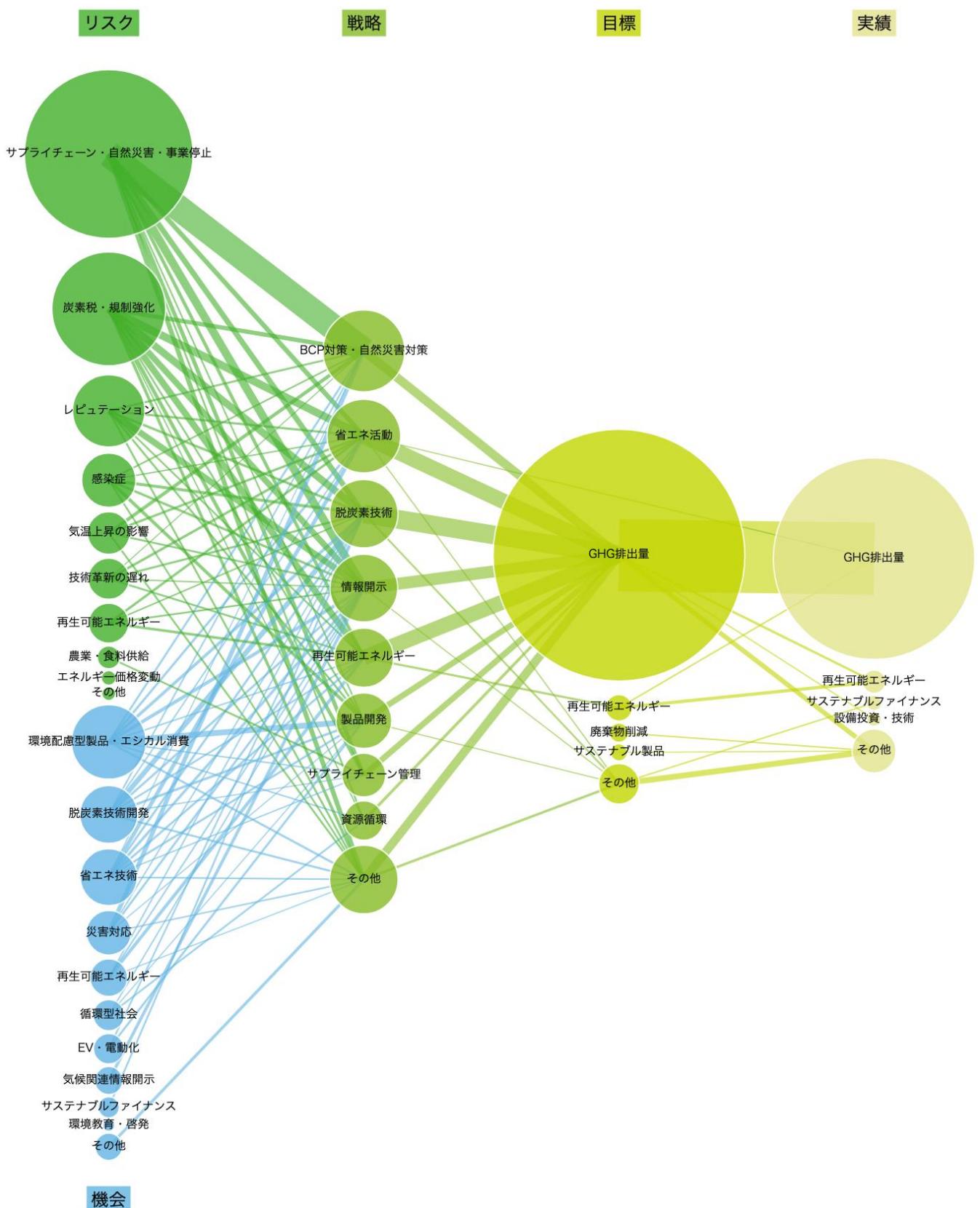
*15 人的資本については、「機会」に相当する記載を定義するのが困難であったため、今回は集計対象外とした。

*16 トピック化は生成AIを用いて行ったが、その後、専門家のチェックに基づき、トピック情報の修正を行った。

【図表16】 気候変動：リスク・機会、戦略、目標、実績のトピック及び関連性

AI調査

全上場企業



【図表17】 人的資本：リスク、戦略、目標、実績のトピック及び関連性

AI調査

全上場企業



(2) リスクと機会

① 気候変動

リスク

リスクに関しては、「サプライチェーン・自然災害・事業停止」が最も大きなトピックとして挙げられた（【図表16】参照）。このことから、自然災害や異常気象が事業活動に与える影響は、幅広い企業において重要課題であると認識されていることがわかる。また、「炭素税・規制強化」や「レビューション」も重要なリスクとして挙げられており、規制の強化や社会的評価の低下が企業活動に及ぼす影響が重視されていることがうかがえる。

リスクごとの業種別傾向を分析するため、各業種におけるリスクの平均記載数を集計した（【図表18】参照）。移行リスクに関連する主なトピックとしては、「炭素税・規制強化」、「レビューション」、「技術革新への遅れ」などが挙げられた。特に「炭素税・規制強化」や「レビューション」は幅広い業種で言及されており、中でも銀行業界においてその傾向が顕著である。一方、「技術革新への遅れ」は主に電力・エネルギー関連や製造業で言及されており、低炭素社会への移行に伴う低炭素技術への対応の遅れが、技術力やサービス開発力の低下につながる懸念等が挙げられていた。

物理的リスクに関しては、主に二つのトピックに分類された。一つ目は、自然災害によるサプライチェーンの寸断や事業停止のリスクである。このリスクは多くの業種で言及されており、特に金融関連業種で高い関心が寄せられている。二つ目は「気温上昇の影響」に関するリスクであり、運輸・物流や建設・資材業界で特に言及されやすい傾向が見られた。これらの業界では、気温上昇による施工現場での熱中症リスクの増加、生産性の低下、労働環境の悪化に伴う手減少の加速といった課題が挙げられていた。さらに、運輸・物流業界の中でも鉄道業界では、気温上昇に伴う空調コストの増加についても記載が見られた。

また、「農業・食料供給」の観点からは、食品や小売、医薬品業界など、農作物の影響を強く受ける業種においてリスクが認識されている。具体的には、気候変動による収穫量の変化、家畜生育への影響、食材調達コストの増加といった課題が見られた。

【図表18】 気候変動：業種別のリスクトピックの平均記載数

	AI調査	全上場企業									
	災害 ・サプライ ・事業 停止 ・自然	炭素税 ・規制 強化	レビュ ーション	感染症	気温上昇 の影響	技術革新 の遅れ	再生可能 エネルギー	農業・ 食料供給	エネルギー 価格変動	その他	
エネルギー資源	0.70	0.40	0.50	0.00	0.00	0.20	0.10	0.00	0.10	0.00	
不動産	0.92	0.69	0.35	0.10	0.19	0.10	0.27	0.00	0.02	0.02	
医薬品	0.95	0.60	0.23	0.13	0.13	0.10	0.25	0.23	0.18	0.13	
商社・卸売	0.76	0.57	0.29	0.32	0.16	0.23	0.17	0.09	0.05	0.03	
小売	0.80	0.48	0.37	0.12	0.23	0.23	0.20	0.30	0.02	0.05	
建設・資材	0.89	0.70	0.20	0.33	0.38	0.19	0.20	0.02	0.03	0.03	
情報通信・サービスその他	0.54	0.28	0.29	0.10	0.14	0.10	0.11	0.04	0.02	0.04	
機械	0.68	0.51	0.28	0.31	0.14	0.26	0.15	0.01	0.02	0.03	
素材・化学	0.85	0.64	0.29	0.28	0.17	0.24	0.13	0.09	0.08	0.03	
自動車・輸送機	0.77	0.64	0.34	0.49	0.14	0.22	0.18	0.04	0.04	0.01	
運輸・物流	0.97	0.58	0.32	0.18	0.33	0.14	0.25	0.01	0.03	0.03	
金融（除く銀行）	1.13	0.56	0.59	0.32	0.09	0.09	0.18	0.01	0.00	0.10	
鉄鋼・非鉄	0.80	0.53	0.40	0.27	0.17	0.27	0.15	0.00	0.05	0.02	
銀行	2.01	0.95	0.68	0.50	0.14	0.08	0.03	0.00	0.00	0.06	
電力・ガス	0.95	0.59	0.55	0.32	0.09	0.27	0.41	0.00	0.05	0.00	
電機・精密	0.89	0.63	0.39	0.30	0.14	0.18	0.20	0.00	0.04	0.03	
食品	0.94	0.68	0.35	0.13	0.16	0.14	0.29	0.72	0.14	0.02	

機会

一方で、機会については、「環境配慮型製品・エシカル消費」、「脱炭素技術開発」、「省エネ技術」が主要なトピックとして挙げられた（【図表16】参照）。これらは、企業が消費者の環境意識の高まりや脱炭素社会への移行を新たなビジネスチャンスとして積極的に捉えていることを示している。

業種別の平均記載数を分析すると、エネルギー・電力・ガス関連の業種では、「脱炭素技術開発」や「再生可能エネルギー」への取組みを新たなビジネスチャンスや企業競争力の向上に結びついている動きが見られた（【図表19】参照）。一方、電機・精密・機械、建設・資材、不動産などの業種では、「省エネ技術」を事業機会と捉えている。また、食品業界や素材・化学業界では、「環境配慮型製品・エシカル消費」をビジネスチャンスとして認識していることがわかった。

「EV・電動化」を機会として最も強く認識しているのは、電動車の普及による直接的な恩恵を受ける自動車・輸送機業界であった。しかし、EV自動車用の素材や機械の開発需要を背景に、機械業界、鉄鋼・非鉄業界、素材・化学業界もこれを重要な機会と捉えていることがわかる。具体的には、機械業界では、バッテリーや銅の需要増加、さらにはアクチュエータ市場の拡大に対する期待が記載されていた。また、素材・化学業界では、半導体シリコンや車載部品用添加剤といった製品に対する需要が、電動車の普及に伴い高まることへの期待が挙げられていた。

さらに、「サステナブルファイナンス」においては、銀行のみならず、銀行を除く金融業界や不動産業界もこれを機会として認識している。例えば、不動産業界では、グリーンファイナンスによる資金調達コストの低下などを新たな事業機会と捉えていると考えられる。金融業界では、カーボン・クレジット市場の拡大や、脱炭素社会に向けた企業の資金需要の増加による投融資機会の拡大が機会として認識されていた。

【図表19】 気候変動：業種別の機会トピックの平均記載数

	AI調査	全上場企業
エネルギー・資源	0.30	0.50
不動産	0.48	0.15
医薬品	0.33	0.05
商社・卸売	0.42	0.21
小売	0.39	0.07
建設・資材	0.25	0.46
情報通信・サービスその他	0.25	0.13
機械	0.34	0.34
素材・化学	0.52	0.35
自動車・輸送機	0.26	0.48
運輸・物流	0.41	0.34
金融（除く銀行）	0.25	0.24
鉄鋼・非鉄	0.38	0.30
銀行	0.03	0.40
電力・ガス	0.14	0.68
電機・精密	0.39	0.27
食品	0.65	0.13
循環型社会	0.10	0.10
EV・電動化	0.00	0.00
気候関連情報開示	0.10	0.00
サステナブルファ	0.00	0.15
環境教育・啓発	0.00	0.04
その他	0.20	0.08

② 人的資本

リスク

人的資本に関するリスクについて、企業は主に「多様性と包摂性・ジェンダー平等」、「健康と安全」、「エンゲージメントの低下」をリスクとして認識していることが見て取れた（【図表17】参照）。具体的には、多様性の欠如が企業競争力の低下につながる可能性や、職場環境の悪化を懸念している様子がうかがえる。しかしながら、リスクの記載数にはトピックごとに大きな差異が見られず、記載数自体も少ないとから、現時点ではリスクに関する記載が十分に充実しているとは言い難い。

業種別の傾向として、鉄鋼・非鉄業界は、「多様性と包摂性・ジェンダー平等」を特にリスクとして認識しており、伝統的に女性従業員の割合が少ないことが影響している可能性がある。また、運輸・物流業界は、「健康と安全」に関するリスクの記載が多い傾向にある。これは、事故の防止などの安全性に関する懸念等が反映されているものと考えられる（【図表20】参照）。

上記のような傾向が見られる一方で、人的資本に関するリスクについては、気候変動に関するリスクと異なり、全体的には業種間で大きな差異は見られなかった。多くの業種が、業界特有の課題に深く踏み込むことなく、比較的一般的なリスクを記載している傾向がある。このため、今後は業種ごとの特性を踏まえた具体的かつ詳細なリスク記載が求められる。

【図表20】 人的資本：業種別のリスクトピックの平均記載数

	AI調査	全上場企業							
多様性と包摂性・ジエ	健康と安全	エンゲージメント低下	人材育成の停滞	採用競争の激化	少子高齢化の影響	働き方改革	技術革新対応	その他	
エネルギー資源	0.10	0.10	0.00	0.10	0.00	0.00	0.00	0.50	
不動産	0.19	0.15	0.29	0.12	0.12	0.12	0.08	0.04	0.12
医薬品	0.23	0.18	0.40	0.13	0.18	0.03	0.13	0.03	0.08
商社・卸売	0.27	0.16	0.18	0.13	0.11	0.09	0.11	0.02	0.10
小売	0.17	0.14	0.11	0.17	0.19	0.12	0.10	0.00	0.15
建設・資材	0.24	0.16	0.11	0.13	0.17	0.15	0.10	0.03	0.02
情報通信・サービスその他	0.22	0.19	0.17	0.19	0.17	0.07	0.08	0.05	0.13
機械	0.22	0.17	0.13	0.17	0.11	0.11	0.06	0.04	0.09
素材・化学	0.26	0.21	0.20	0.18	0.11	0.13	0.10	0.01	0.10
自動車・輸送機	0.21	0.18	0.14	0.19	0.13	0.14	0.04	0.06	0.04
運輸・物流	0.21	0.34	0.22	0.15	0.17	0.18	0.09	0.00	0.07
金融（除く銀行）	0.19	0.06	0.18	0.26	0.24	0.06	0.12	0.03	0.04
鉄鋼・非鉄	0.33	0.27	0.15	0.07	0.18	0.12	0.08	0.00	0.03
銀行	0.22	0.21	0.32	0.14	0.14	0.09	0.06	0.03	0.14
電力・ガス	0.23	0.18	0.05	0.00	0.05	0.09	0.00	0.00	0.09
電機・精密	0.22	0.23	0.22	0.18	0.19	0.09	0.07	0.03	0.09
食品	0.26	0.25	0.25	0.22	0.13	0.06	0.08	0.04	0.13

機会

本分析では、人的資本に関する機会についての記載は集計対象に含めなかった。ただし、具体的な記載例として、少子高齢化をふまえて、多様な人材の活躍が不可欠な環境となることを見越して、多様性に関する取組みを推進することで企業価値の向上につなげるといった記載が見られた。

(3) 戦略

① 気候変動

最も多く言及されている戦略は「BCP対策・自然災害対策」であった（【図表21】参照）。これは、リスクの分析において「サプライチェーン・自然災害・業務停止」が最も多く挙げられていたことと密接に関連していると考えられる。次いで、「省エネ活動」や「脱炭素技術」に関する戦略が続いているが、全体的に各戦略トピックの記載数に大きな差は見られなかった。

業種別に分析すると、リスクにおいて自然災害によるサプライチェーンの寸断や事業停止が幅広い業種で記載されていたことを受け、戦略においても「BCP対策」に関する記載が多岐にわたる業種で確認された（【図表21】参照）。一方で、サプライチェーンに関する戦略は食品、小売、医薬品などの業種で比較的多く言及されていた。具体的には、調達先の地理的分散や、別製法で作られた原料の検討といった対策が挙げられていた。

「再生可能エネルギー」に関する戦略が最も多く記載されているのは電力・ガス業界であった。例えば、e-メタンや水素などの新技術の社会実装に向けた技術開発を進めている旨の記載が見られた。また、「脱炭素」に関する戦略については、エネルギー資源業界、電力・ガス業界、銀行業界が特に多く言及している。特に銀行業界では、脱炭素を目指す企業を支援するトランジションファイナンスに関する記載が確認された。

【図表21】 気候変動：業種別の戦略トピックの平均記載数

	AI調査	全上場企業								
対策	BCP対策	省エネ活動	脱炭素技術	情報開示	再生可能エネルギー	製品開発	理サプライチェーン管	資源循環	その他	
エネルギー・資源	0.30	0.00	1.10	0.30	0.00	0.10	0.00	0.20	0.30	
不動産	0.33	0.33	0.23	0.48	0.15	0.17	0.15	0.08	0.21	
医薬品	0.58	0.53	0.23	0.25	0.30	0.23	0.33	0.08	0.25	
商社・卸売	0.34	0.26	0.26	0.28	0.30	0.24	0.20	0.11	0.33	
小売	0.35	0.45	0.13	0.27	0.21	0.23	0.35	0.32	0.23	
建設・資材	0.42	0.33	0.42	0.34	0.30	0.32	0.10	0.12	0.31	
情報通信・サービスその他	0.29	0.25	0.13	0.29	0.21	0.11	0.09	0.13	0.32	
機械	0.25	0.32	0.30	0.21	0.26	0.30	0.18	0.14	0.25	
素材・化学	0.37	0.38	0.45	0.28	0.26	0.31	0.25	0.32	0.34	
自動車・輸送機	0.43	0.43	0.39	0.42	0.37	0.50	0.19	0.14	0.42	
運輸・物流	0.55	0.67	0.54	0.31	0.31	0.16	0.06	0.09	0.27	
金融（除く銀行）	0.38	0.16	0.31	0.40	0.25	0.16	0.07	0.04	0.32	
鉄鋼・非鉄	0.42	0.47	0.55	0.30	0.28	0.17	0.20	0.27	0.27	
銀行	0.41	0.14	0.79	0.50	0.19	0.05	0.06	0.03	0.36	
電力・ガス	0.59	0.27	1.05	0.32	0.73	0.32	0.09	0.09	0.45	
電機・精密	0.50	0.38	0.23	0.34	0.29	0.41	0.32	0.13	0.34	
食品	0.49	0.45	0.26	0.20	0.38	0.47	0.53	0.46	0.29	

② 人的資本

人的資本に関する戦略として、最も多く記載されているトピックは「人材育成」であった（【図表17】参照）。これは、開示府令において、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針の開示が求められていることに加えて、人的資本においては人材育成が主要命題であり、多くの企業が何らかの形で人材育成に関する戦略や方針について言及しているためであると考えられる。次いで、「多様性推進」や「エンゲージメント向上」などのトピックが見られた。また、戦略記載においてもリスクと同様に業種に依存しない、比較的一般的なトピックが多い傾向がある。このため、開示においてより具体性や深掘りが求められることが今後の課題といえる。

また、業種別に分析すると、人的資本に関する戦略記載は、リスク記載と同様に業種間の違いがあまり見られないことがわかった（【図表22】参照）。この点は、気候変動における業種間の差異が顕著であったことと比べ、人的資本は業種間の差異が小さい。今後は、より業種特有の課題に踏み込んだ記載が求められる。

【図表22】 人的資本：業種別の戦略トピックの平均記載数

	AI調査	全上場企業												
人材育成	多様性推進	向上工場－ジメント	健康経営	働き方改革	女性活躍推進	育児・介護支援	キャリア形成支援	公平な評価制度	DX推進	安全職場環境	障がい者雇用	シニア活躍推進	その他	
エネルギー・資源	1.50	0.70	0.20	0.40	0.30	0.20	0.10	0.40	0.10	0.10	0.00	0.10	0.10	0.10
不動産	1.46	0.75	0.65	0.56	0.38	0.15	0.21	0.15	0.23	0.15	0.06	0.02	0.06	0.04
医薬品	1.53	0.68	0.53	0.63	0.40	0.30	0.40	0.20	0.23	0.20	0.05	0.20	0.00	0.03
商社・卸売	1.67	0.79	0.49	0.53	0.45	0.30	0.30	0.22	0.25	0.13	0.10	0.08	0.04	0.03
小売	1.50	0.84	0.41	0.41	0.41	0.33	0.25	0.16	0.17	0.15	0.08	0.08	0.08	0.05
建設・資材	1.82	0.80	0.63	0.46	0.50	0.29	0.30	0.20	0.16	0.14	0.20	0.05	0.10	0.03
情報通信・サービス	1.53	0.70	0.46	0.36	0.45	0.25	0.26	0.19	0.18	0.12	0.09	0.04	0.04	0.05
その他														
機械	1.62	0.77	0.48	0.38	0.40	0.35	0.36	0.23	0.15	0.14	0.13	0.03	0.06	0.05
素材・化学	1.60	0.84	0.52	0.47	0.45	0.34	0.28	0.29	0.18	0.07	0.18	0.07	0.07	0.07
自動車・輸送機	1.86	0.87	0.51	0.47	0.33	0.27	0.27	0.24	0.13	0.24	0.11	0.11	0.09	0.02
運輸・物流	1.75	0.67	0.63	0.46	0.44	0.25	0.35	0.20	0.18	0.17	0.23	0.07	0.02	0.01
金融（除く銀行）	1.90	0.90	0.74	0.53	0.32	0.31	0.35	0.34	0.26	0.13	0.03	0.07	0.12	0.04
鉄鋼・非鉄	1.68	1.05	0.58	0.37	0.25	0.33	0.32	0.22	0.15	0.12	0.25	0.10	0.10	0.03
銀行	1.90	0.72	0.78	0.56	0.40	0.28	0.28	0.50	0.14	0.21	0.05	0.06	0.04	0.08
電力・ガス	1.77	1.27	0.45	0.55	0.55	0.50	0.41	0.41	0.32	0.18	0.27	0.18	0.14	0.14
電機・精密	1.73	0.92	0.64	0.48	0.38	0.36	0.32	0.28	0.25	0.16	0.14	0.07	0.08	0.03
食品	1.24	0.80	0.54	0.35	0.47	0.33	0.19	0.24	0.22	0.11	0.14	0.08	0.08	0.06

4.3.2 SSBJ基準における開示要求

開示府令では、ガバナンス及びリスク管理については、有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の必須記載事項とされ、戦略と、指標及び目標については重要なものについて記載することとされている^{*17}。戦略とは「短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう」とされている^{*18}。

SSBJ基準でも、戦略の開示目的が一般基準と気候基準で定められており（【図表23】参照）、戦略の考え方については、開示府令とSSBJ基準に大きな違いはない。

【図表23】 SSBJ基準における戦略の開示目的

サステナビリティ全般（一般基準11項）	気候関連（気候基準13項）
<ul style="list-style-type: none">● サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。	<ul style="list-style-type: none">● 気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。

参考：一般基準及び気候基準に基づきトマツ作成

上記目的を達成するため、SSBJ基準では戦略において開示すべき事項が一般基準12項及び13項、気候基準14項及び15項で定められている。本項では、SSBJ基準適用義務化の前ではあるが、有価証券報告書における気候関連の戦略の開示において、気候基準により将来開示が要求される項目が、2025年3月期の有価証券報告書においてどの程度開示がされているか分析した。

なお、サステナビリティ情報には、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなど様々な事項が含まれると考えられる^{*19}が、各企業において経営方針・経営戦略などに重要な影響を与える事項は異なると考えられる。そのため戦略の分析においては、企業間の開示状況の比較が可能な気候基準の開示要求事項を対象とした。

また、2025年3月期は有価証券報告書における第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の開示が定められてからまだ3年目であるため、気候基準で開示を求める戦略のすべての項目ではなく、比較的開示が進んでいると思われる項目に絞って分析を行うこととした（【図表24】参照）。

*17 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）a、b、c

*18 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）b

*19 参考：「記述情報の開示に関する原則（別添）－サステナビリティ情報の開示について－」

4.3.3 SSBJ基準における気候関連の戦略の開示項目と有価証券報告書での開示状況

気候関連の戦略の開示にあたっては、気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるように記載する必要がある。気候基準で開示が求められている項目のうち、分析の対象とした項目の2025年3月期の有価証券報告書での開示の状況は以下であった（【図表24】参照）。

【図表24】 気候関連に関する戦略の開示

	専門家調査	プライム1兆円超企業
■ : 75%以上の企業で開示	■ : 50%以上75%未満の企業で開示	
□ : 25%以上50%未満の企業で開示	□ : 開示企業25%未満	

気候関連に関する戦略の開示 (気候基準14項～39項) から一部抜粋	2024年3月期 開示状況	2025年3月期 開示状況
企業の見通しに影響を与えると見込み得る気候関連のリスク及び機会の財務的影響 (14項(3)) (21項から27項参照)	-	-
① 現在の財務的影響 (定量的情報) (21項(1)、22項、25項)		
現在の財務的影響 (定性的情報) (21項(1)、22項、27項(2))	■	■
② 予想される財務的影響 (定量的情報) (21項(2)、22項、25項)		
予想される財務的影響 (定性的情報) (21項(2)、22項、27項(2))	■	■
③ 移行計画 企業の見通しに影響を与えると見込み得る気候関連のリスク及び機会について、企業の戦略及び意思決定 (気候関連の移行計画を含む) にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるか (14項(4)、28項から29項参照)	■	■
④ 気候レジリエンスの評価 (14項(5)、39項)	■	■

参考：気候基準に基づきトマツ作成

① 気候関連のリスク及び機会の財務的影響（現在）

現在の財務的影響の定量的情報を開示している企業は約1割（約1割、（ ）は2024年3月期の割合。以下同じ）であり、前期から若干増加している。定性的情報を開示している企業は約3割（約3割）であり、前期から若干増加している。

② 気候関連のリスク及び機会の財務的影響（予想）

プライム市場（時価総額1兆円以上）

財務的影響については、炭素税の増加の影響や環境関連投資予定額などについて開示している企業が見られた。予想される財務的影響の定量的情報を開示する場合、単一の数値又は数値の範囲を開示することができるとしている（気候基準25項）が、具体的な金額を開示している企業は約2割であった^{*20}。また、影響度を大中小に区分して開示している企業は、約3割であり、約2割の企業が大中小の金額を定義した上で開示を行っていた^{*20}。前期は予想される将来の財務的影響の定量的情報（単一の数値又は数値の範囲）を開示している企業は約2割であったが、当期は約4割となっており開示割合が増えていることがうかがえる。

予想される財務的影響については、定量的情報に加えて定性的な情報を開示している企業や、定性的情報のみを開示している企業があるため、定性的情報についても開示状況を確認した。定性的情報を開示している企業は約6割（約6割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。定性的情報として、シナリオ分析を実施し、識別した気候関連のリスクと機会別に事業へのインパクト（大中小）と影響時期（短期・中期・長期）を表に整理した上で、企業の具体的な対応策、取組状況について開示している企業が多く見られた。記載にあたり、影響度を大中小に区分して開示している（金額的定義なし）企業や、短期・中期・長期の時間軸を定義した上でそれぞれの影響を開示している企業、大中小の影響度や時間軸の記載は無いが、何らかの定性的な情報を開示している企業などが見られた^{*20}。

前述の通り、予想される財務的影響を開示する企業は増加している。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する将来の財務的影響の開示は、企業のサステナビリティへの取組が企業価値、すなわち、企業の将来の正味キャッシュ・フローに対してどのような影響を与えるのかについての重要な情報であり、それを踏まえてシナリオ分析を実施し定量的な情報を開示する企業が増えているものと思われる。また、前期までは定性的情報を開示していたが、当期から開示を拡充し、より具体的な定量的情報を開示している企業も見られた。予想される財務的影響は、投資判断にとって有用な情報であり、さらなる開示の拡充を期待したい。

なお、定量的情報を開示していない理由を開示（気候基準27項(1)）している企業はほとんど見られなかった。

*20 本項目は2025年3月期から新たに調査項目に追加している

プライム市場全体

SSBJ基準で開示が求められている気候関連のリスク及び機会の予想される財務的影響の開示について、投資判断にあたり定量的な財務的影響の開示の有用性が高いとの観点から、プライム市場全体についてAIによる分析を行った。

分類方法としては、戦略の開示において記載されている予想される財務的影響に関してAIによる判定を行い、以下のように4つに区分して開示の状況を確認した（【図表25参照】）。

- 金額の推定値又は売上に対する割合などを明確に記載している場合は、「①影響額（推定値）あり」に分類
- 金額の推定値又は売上に対する割合などを明確な記載がない場合において、
 - ・予想される影響の大きさについて大中小のような分類で評価し、かつ金額的な定義（大：100億円以上、中：10億円～100億円未満、小：10億円未満、など）がある場合は、「②大中小の分類あり・金額的な定義あり」に分類
 - ・予想される影響の大きさについて大中小の分類はあるが、金額的な定義がない場合には、「③大中小の分類あり・定義なし」に分類
 - ・影響額の推定値も大中小のような分類もない場合には、「④無し」に分類

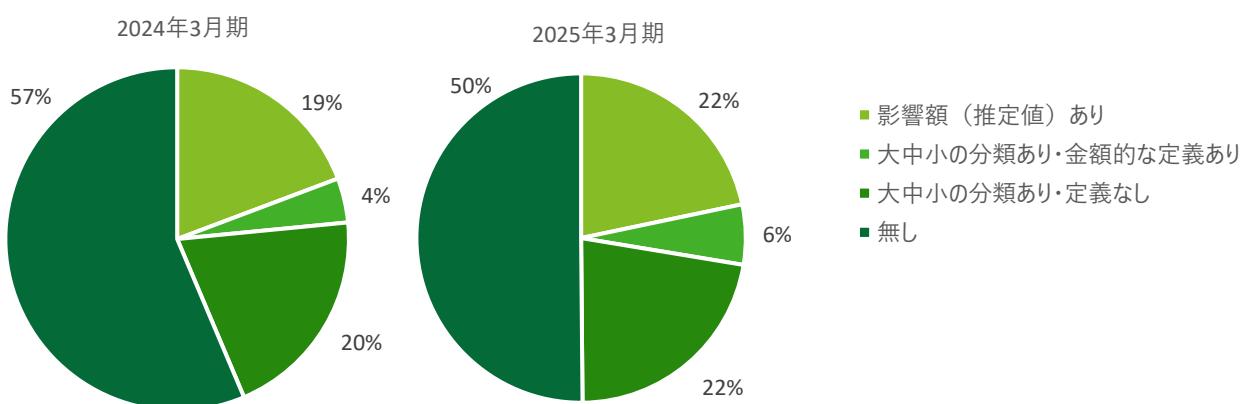
プライム市場全体で予想される財務的影響（上記分類①、②及び③合計）を開示している企業は約5割であり（約4割、（ ）は2024年3月期の割合。以下同じ）（【図表25】参照）、うち、具体的な金額を開示している企業（上記分類①）は、AIによるプライム市場上場企業を対象とした分析においても約2割（約2割）であり、プライム市場上場企業全体においても、時価総額1兆円以上の企業と同様に開示が拡充傾向であることがうかがえる。また、影響度を大中小に区分して開示している企業（上記分類②及び③合計）は、時価総額1兆円以上の企業では約3割であったが、AIによるプライム市場上場企業を対象とした分析においては約3割（約2割）であった。大中小に区分している企業のうち金額的な定義を開示している企業（上記分類②）は、時価総額1兆円以上の企業では約2割であったが、AIによるプライム市場上場企業を対象とした分析においては、前期及び当期ともに1割未満であった。金額を定義せずに大中小に区分して開示をしている企業は、AIによるプライム市場上場企業を対象とした分析では、約2割であり（約2割）、時価総額1兆円以上の企業に比べ約1割多かった。なお、AIによる判定では、記載のされ方により、予想される財務的影響として目標値なども含めてカウントしており、時価総額1兆円以上を対象とした専門家の分析と異なる点留意されたい。

また、定量的な情報を記載している場合として、「①影響額（推定値）の記載あり」、「②大中小の分類あり・金額的な定義あり」の二分類に含まれる企業に限定して、将来の時間軸的な分類も併せて開示しているかを検討した結果、短期・中期・長期のような期間に関する分類が見られたのは45%、無しが55%であった。期間に関する分類においては、2025年3月期、2024年3月期と変化は1%未満であり、微かな増加に留まっている。

【図表25】 プライム企業における予想される財務的影響の開示状況

AI調査

プライム企業



さらに、プライム市場の全企業について、業種別に分析を行った（【図表26参照】）。

定量情報の開示として、影響額（推定値）を開示している企業の割合が最も高い業種は銀行（94%）であり、次いで、エネルギー資源、医薬品、金融（銀行を除く）という結果であった。逆に、予想される財務的影響において、影響額も分類も記載していない、「無し」に分類される企業割合が最も高い業種は、情報通信・サービス・その他（66%）であった。銀行における開示割合が群を抜いて高い要因として、金融機関は不測の事態が発生した際の損失やリスク評価を従来より行なってきている影響が考えられる。

時価総額1兆円以上のプライム市場上場企業においても、前述の分析の通り、ビジネスの性質から金融業の企業の開示が最も多い状況であり、次いで、エネルギー資源、運輸という結果であった。

【図表26】 プライム企業における各業種の予想される財務的影響の開示状況

AI調査 プライム企業

	影響額（推定値）あり	大中小の分類あり 金額的な定義あり	大中小の分類あり 定義なし	無し
エネルギー資源	37.5	12.5	12.5	37.5
不動産	25.9	3.7	18.5	51.9
医薬品	30.4	13.0	17.4	39.1
商社・卸売	11.7	9.6	31.9	46.8
小売	26.0	8.0	20.0	46.0
建設・資材	17.3	4.1	30.6	48.0
情報通信・サービスその他	9.8	3.3	20.7	66.3
機械	11.7	7.8	22.1	58.4
素材・化学	23.4	5.6	20.6	50.5
自動車・輸送機	17.4	8.7	21.7	52.2
運輸・物流	21.6	7.8	25.5	45.1
金融（除く銀行）	26.2	2.4	9.5	61.9
鉄鋼・非鉄	10.5	0.0	28.9	60.5
銀行	94.0	0.0	0.0	6.0
電力・ガス	14.3	4.8	19.0	61.9
電機・精密	16.5	9.9	24.8	48.8
食品	19.1	6.4	34.0	40.4

※ 2025年3月期：開示企業割合（%）

③ 移行計画

企業の戦略及び意思決定において、気候関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるかについて、開示している企業は約4割（約4割）であり、若干増加しているものの、概ね同水準の開示状況であった。開示内容としては、移行計画としてGHG排出目標などの気候関連の目標と当該目標を達成するための計画などを開示している企業が多く、ロードマップを利用して説明している企業もあった。

移行計画については、投資家等の情報の利用者が、移行計画の信頼性を評価し、企業間の比較を行ううえで、企業の気候関連の移行計画を支える仮定及び依存関係を理解できるよう、計画の作成に用いた主要な仮定並びに計画を実現するうえで不可欠な要因及び条件に関する情報などを開示しなければならないとされている（気候基準29項（3）、BC67）。移行計画を開示している企業のうち、計画の作成に用いた主要な仮定および計画を実現するうえで不可欠な要因や条件に関する情報の両方を具体的に記載している企業もあったものの、片方のみや計画の作成に用いた主要な仮定および計画を実現するうえで不可欠な要因や条件に関する情報の具体的な開示がない企業も多く、今後の検討課題と思われる。

④ 気候レジリエンスの評価

気候レジリエンスの評価を開示している企業は約5割（約4割）であり、前期から約1割増加している。

気候レジリエンスとは、気候関連の変化、進展又は不確実性に対応する企業の能力をいう（気候基準5項（2））。気候レジリエンスの評価は、報告期間ごとに実施しなければならないとされ、企業は実施したシナリオ分析の手法及び実施時期と、報告期間の末日における気候レジリエンスの評価を開示しなければならないとされている（気候基準30項、31項）。

2025年3月期に新たに追加した調査項目であるシナリオ分析の手法については、手法を記載している企業は約3割あるものの、実施時期又は報告期間の末日における気候レジリエンスの評価を開示している企業は約1割であった。また、「レジリエンスの向上に努めています」などの簡潔な記述の開示に留まっているなど、シナリオ分析の手法や具体的な評価についての開示がない企業も引き続き見られ、今後の検討課題と思われる。

⑤ 全社的な戦略とサステナビリティ戦略の関連性

2025年3月期に新たに追加した調査項目である全社的な経営方針又は経営戦略と気候変動の戦略の関連性については、約4割の企業が開示していた。中期経営計画において気候関連の指標と目標が掲げられており、その目標達成に対するサステナビリティ戦略が記載されている事例や、全社的な気候関連の方針を示し、対応する戦略及び指標と目標を記載している事例もあった。

また、サステナビリティ関連のリスク及び機会と戦略並びに指標及び目標のつながりについては、全上場企業を対象にAIによる分析を行っている（[4.3.1](#)参照）。

4.4 指標及び目標の開示

4.4.1 SSBJ基準における開示要求

開示府令では、ガバナンス及びリスク管理については、有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の必須記載事項とされ、戦略と、指標及び目標については重要なものについて記載することとされている^{*21}。指標及び目標とは、「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう」とされている^{*22}。

SSBJ基準でも、指標及び目標の開示目的が一般基準と気候基準で定められており（【図表27】参照）、指標及び目標の考え方については、開示府令とSSBJ基準に大きな違いはない。

【図表27】 SSBJ基準における指標及び目標の開示目的

サステナビリティ全般（一般基準30項）	気候関連（気候基準43項）
<ul style="list-style-type: none">● サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにすることにある。	<ul style="list-style-type: none">● 気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにすることにある。

参考：一般基準及び気候基準に基づきトマツ作成

上記目的を達成するため、SSBJ基準では指標及び目標において開示すべき事項が一般基準32項から39項、気候基準44項から99項で定められている。本項では、SSBJ基準適用前ではあるが、有価証券報告書における気候関連の指標及び目標の開示において、気候基準により将来開示が要求される指標のうち、GHG排出のScope1（事業者自らによる直接排出）、Scope2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）、Scope3（Scope1、Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出））の測定に関する基本的な要求事項が、2025年3月期の有価証券報告書においてどの程度開示がされているか分析する。

なお、今回の分析においては、「4.3 戦略の開示」と同様の理由により、気候基準の開示要求事項を分析対象とし、比較的開示が進んでいると思われる項目である産業横断的指標に絞って分析を行うこととした（【図表28】参照）。

*21 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）a、b、c

*22 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）b

4.4.2 SSBJ基準における気候関連の指標及び目標の開示項目と有価証券報告書での開示状況

(1) 気候基準における産業横断的指標の開示の状況

気候関連の指標及び目標の開示にあたっては、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるように記載する必要がある。この目的を達成するため、指標及び目標において、(1) 産業横断的指標等、(2) 産業別の指標、(3) 目標を開示しなければならないとされている（気候基準44項）。

気候基準では、企業が関連する産業別の指標^{*23}のうち、主なものを開示しなければならないとされている（気候基準86項）。気候基準で開示が求められている項目のうち、2025年3月期の有価証券報告書における産業横断的指標の開示は以下であった（【図表28】参照）。

【図表28】 気候関連に関する指標及び目標の開示

	専門家調査	プライム1兆円超企業
■ : 75%以上の企業で開示	■ : 50%以上75%未満の企業で開示	
□ : 25%以上50%未満の企業で開示	□ : 開示企業25%未満	

気候関連に関する指標及び目標の開示 (気候基準43項～99項) から一部抜粋	2024年3月期 開示状況	2025年3月期 開示状況
産業横断的指標等 (44項 (1) 、46項)	—	—
① GHG排出 (46項 (1)) (47項～76項参照)	■	■
② 気候関連の移行リスク (46項 (2)) (79項参照)	—	—
・ 移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ (79項 (1))		
・ 移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報 (79項 (2))	□	□
③ 気候関連の物理的リスク (46項 (3)) (80項参照)	—	—
・ 物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ (80項 (1))		
・ 物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報 (80項 (2))	□	□
④ 気候関連の機会 (46項 (4)) (81項参照)	—	—
・ 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ (81項 (1))		
・ 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の規模に関する情報 (81項 (2))		
⑤ 資本投下 (46項 (5)) (82項参照)		
・ 気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値 (82項)		
⑥ 内部炭素価格 (46項 (6)) (83項参照)		
・ 意思決定に用いている、あるいは意思決定に用いてない旨の開示 (84項 (1) (2))		
⑦ 報酬 (46項 (7)) (84項～85項参照)		
・ 気候関連の評価が役員報酬に組み込まれている、あるいは組み込まれていない旨の開示 (84項 (1) (2))	□	□

参考：気候基準に基づきトマツ作成

*23 上記①から⑦の産業的横断指標等（気候基準46項）の定めは、TCFDが2021年に公表した「指標、目標及び移行計画に関するガイダンス」において、開示推奨項目として示されたものである（気候基準BC107）。

産業横断的指標等に関する開示

①のGHG排出については、前期と同様に多くの企業で何らかの開示をしている。一方、②～⑥については、開示企業数は多くないものの、開示を行っている企業では、戦略の区分において気候関連のシナリオ分析の結果と併せて企業の取組状況を詳細に開示している企業も見られ、開示の二極化が進んでいることがうかがえる。また、⑦の報酬の開示では、開示している企業の割合が2割以上増加しているとともに、有価証券報告書の第4【提出会社の状況】の4【コーポレート・ガバナンスの状況等】において、詳細を開示している企業も多く見られた。産業的指標等の開示については、2025年3月期の有価証券報告書において、SSBI基準の適用を見据えた先進的な開示に取組んでいる企業も出てきていることがうかがえる。

シナリオ分析を実施して気候関連のリスクの識別を行っている企業は、約8割であり（約7割、（ ）は2024年3月期の割合。以下同じ）、前期から増加している（4.2.2（1）②参照）。企業が識別した気候関連のリスクは様々ではあるものの（4.3.1（2）①参照、移行リスクにおいては炭素税の導入や規制強化を識別している企業が複数見られた。また、エネルギー効率の良い技術の開発による技術導入コスト増加のリスクや、開示の不十分さを起因とするレピュテーションリスクを識別している企業もあった。物理的リスクは急性の物理的リスクと慢性の物理的リスクに分類されるが、急性の物理的リスクには台風、洪水、又は大雨等の自然災害、それに伴う復旧コスト、並びに調達コストの上昇などを識別する企業が複数見られた。慢性の物理的リスクは、平均気温の上昇や海水面の上昇を識別する企業が多く、それに伴う空調コスト等の上昇や社員の生産性低下を識別した企業もあった。

① GHG排出

気候変動に関し重要性が高いと考えられる指標として、GHG排出がある。GHG排出については、「4.4.3 GHG排出量実績・削減目標における有価証券報告書での開示状況」において、（1）実績値の開示状況、（2）実績値の開示年度、（3）比較年度の実績値の開示状況（実績値を何期分開示しているか）、（4）集計範囲（パウンダリー）、（5）任意開示の参照、（6）第三者による保証等の有無、（7）適用されているフレームワークについての開示の状況について分析を行っているが、約8割の企業が何らかの形でGHG排出の実績値の開示を行っている（約7割）（【図表35】参照）。

Scope1、Scope2、Scope3の区別開示、Scope2の測定方法の開示、Scope3のカテゴリー別開示については、「4.4.2（2）気候基準で求められている区別開示の状況」の分析を参照されたい。

② 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動

「気候関連のリスク」とは、気候変動が企業に与える、潜在的なネガティブな影響をいい、気候関連の物理的リスクと移行リスクに分類される（気候基準4項（1））。「気候関連の移行リスク」とは、低炭素経済に移行する取組みから生じるリスクをいい、政策、法律、技術、市場及びレピュテーション・リスクが含まれる（気候基準4項（3））。

企業は気候関連開示を作成するにあたり、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を識別しなければならず、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会における、気候関連のリスクのそれぞれについて、気候関連の物理的リスク又は気候関連の移行リスクのいずれであるかを開示するとされている（気候基準17項、19項（1）（2））。また、気候基準では、気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関し、数値及びパーセンテージ、又は規模に関する情報の少なくともいずれかの事項を開示しなければならないとしている（気候基準79項（1）（2））。

移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関する情報を開示している企業は約7割であり（約5割）、前期から開示が増加している。そのうち、数値及びパーセンテージを開示している企業は約2割（約1割）、規模に関する情報を開示している企業は約3割（約3割）であり、前期から若干増加している。両方を開示している企業は1割未満であり（約1割）若干減少している。また、それ以外の気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関する情報を開示している企業は約6割であり（約2割）、前期から大きく開示が増加している。

移行リスクについては、規模に関する定性的な情報や、具体的な数値及びパーセンテージを開示している企業が増加している。前期に規模に関する情報のみを開示している企業や記載をしていない企業が、当期において具体的な数値及びパーセンテージを開示している事例も見られ、より詳細な開示を行う企業が増加していることがうかがえる。

③ 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動

気候基準では、気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関し、数値及びパーセンテージ、又は規模に関する情報の少なくともいずれかを開示しなければならないとしている（気候基準80項（1）（2））。

「気候関連の物理的リスク」とは、気候変動によりたらされるリスクで、事象を契機とすることがあるもの（急性の物理的リスク）又は気候パターンの長期的な変化によるもの（慢性の物理的リスク）をいう（気候基準4項（2））。急性の物理的リスクは、極端な気温変化、降雨などの事象によって生じると考えられ、例えば、異常気温、台風又は豪雨は、事業、施設、サプライ・チェーン、輸送ニーズ又は従業員の安全に影響を与え、結果として企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える可能性がある。慢性の物理的リスクは、平均気温の上昇、降雨パターンの変化、海面の上昇など、より長期的な要因から生じると考えられ、例えば、海面上昇による事業又は施設に対する影響など、より長期的な財務的影響をもたらす可能性があるとされている（気候基準BC24（1）（2））。

物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関する情報を開示している企業は約7割であり（約5割）、前期から約2割増加している。そのうち、数値及びパーセンテージを開示している企業は約1割であり（約1割）、前期とほぼ同様の割合であった。規模に関する情報を開示している企業は約3割であり（約3割）、前期から若干増加している。両方を開示している企業は1割未満であり（約1割）、前期から若干の減少であった。また、それ以外の気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関する情報を開示している企業は約5割であり（約2割）、前期から大きく増加している。

移行リスクと同様、定性的な規模に関する情報や、具体的な数値及びパーセンテージを開示している企業が増加している。前期に規模に関する情報のみを開示している企業や記載をしていない企業が、当期においては具体的な数値及びパーセンテージを開示している事例も見られ、より詳細な開示を行う企業が増加していることがうかがえる。

④ 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動

気候基準では、気候関連の機会と整合した資産又は事業活動に関し、数値及びパーセンテージ、又は規模に関する情報の少なくともいずれかの事項を開示しなければならないとしている（気候基準81項（1）（2））。 「気候関連の機会」とは、企業にとっての気候変動から生じる潜在的なポジティブな影響をいい（気候基準4項（4））、例えば、消費者のニーズ又は選好の変化に応じて、自社ブランドの評判を高める新製品及び新サービスを開発することなどが考えられる（気候基準BC27）。

気候関連の機会と整合した資産又は事業活動に関して開示している会社は約5割であり（約4割）、前期から約1割増加している。具体的な開示としては、脱炭素社会実現に向けた需要の変化に対応する低炭素製品の開発や製品ラインナップの拡充、リサイクル事業の確立などを記載している企業が見られた。そのうち、数値及びパーセンテージを開示している企業は約1割であり（1割未満）、前期から若干の増加であった。また、規模に関する情報を開示している企業は約2割であり（約2割）、両方を開示している企業は約1割（約1割）と、前期とほぼ同様の割合であった。また、それ以外の気候関連の機会と整合した資産又は事業活動に関する情報を開示している企業は約3割であり（約2割）、前期から若干の増加であった。

⑤ 気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値

気候基準では、気候関連のリスクと機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値を開示しなければならないとしている（気候基準82項）。気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値について開示している企業は、約1割であり（約1割）、前期から若干の増加であった。

⑥ 内部炭素価格

気候基準では、内部炭素価格を意思決定に用いている場合、内部炭素価格の適用方法（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）や、GHG排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格に関する情報を開示することとしている（気候基準83項（1））。また、内部炭素価格を意思決定に用いていない場合、その旨を開示するとしている（気候基準83項（2））。

内部炭素価格を投資意思決定等に用いている旨を開示している企業は約1割であり（約1割）、前期から若干の増加であった。内部炭素価格を投資意思決定に用いてることを開示している企業のうち、内部炭素価格の定量情報についても開示している企業は、開示企業の約8割（約5割）であり、前期から増加している。また、前期及び当期とともに、内部炭素価格について意思決定に用いていない旨を開示している企業はなかった。

⑦ 報酬

気候基準では、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、その方法や、当報告期間に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合を開示することとしている（気候基準84項（1））。また、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれていない場合、その旨を開示するとしている（気候基準84項（2））。さらに、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、他の評価項目と併せて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合は、その旨を開示したうえで、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について、気候基準84項（1）の事項に関する情報を開示することができるとしている（気候基準85項）。

気候関連の評価と役員報酬について開示している企業は約6割であり（約3割）、前期から約3割増加している。そのうち、気候関連の評価が報酬に組み込まれている旨を開示している企業は約5割であり（約2割）、前期から約3割増加している。気候変動を経営課題と位置付け、業績評価指標に織り込んでいる企業が増加していることがうかがえる。また、これとは別に、気候関連の評価項目と他の評価項目が併せて役員報酬に組み込まれている旨の開示をしている企業（気候関連の評価を区分して識別できない開示）は約2割であり（約2割）、前期とほぼ同様であった。一方、気候関連の評価が役員報酬に組み込まれていない旨を開示している企業は1割未満と少數であった（前期はなし）。

有価証券報告書の、第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の欄で、第4【提出会社の状況】の4【コーポレート・ガバナンスの状況等】の(4)【役員の報酬等】欄を参照の旨を開示している企業がある一方、【役員の報酬等】欄に気候関連の評価項目が記載されているものの、【サステナビリティに関する考え方及び取組】の欄にその旨や参照を開示していない企業もあった。

気候関連項目の役員報酬への組み込み状況については、プライム市場全体を対象にAIによる分析を行った結果、時価総額5,000億円未満の企業では「運動なし」が多数を占めている状況であった。一方、時価総額5,000億円以上の企業では半数以上が何らかの形でサステナビリティ関連項目を役員報酬に組み込んでいる状況であることが確認された（詳細については3.2.2参照）。

(2) 気候基準で求められている区別開示の状況

本項では、2025年3月期のGHG排出の開示について、Scope1、Scope2、Scope3の区別開示、Scope2の測定方法の開示、Scope3のカテゴリー別開示の状況について分析した（【図表29】参照）。

【図表29】 気候関連に関するGHG排出	専門家調査	プライム1兆円超企業
■ : 75%以上の企業で開示	■ : 50%以上75%未満の企業で開示	
□ : 25%以上50%未満の企業で開示	□ : 開示企業25%未満	

気候関連に関するGHG排出 (気候基準47項目～99項目)から一部抜粋	2024年3月期 開示状況	2025年3月期 開示状況
① GHG排出の開示（47項目） Scope1、Scope2、Scope3に区分して開示	■	■
② GHG排出Scope2の測定方法の開示（53項目、54項目） ロケーション基準、マーケット基準	□	□
③ GHG排出Scope3 カテゴリー別開示状況（55項目）	□	□

参考：気候基準に基づきトマツ作成

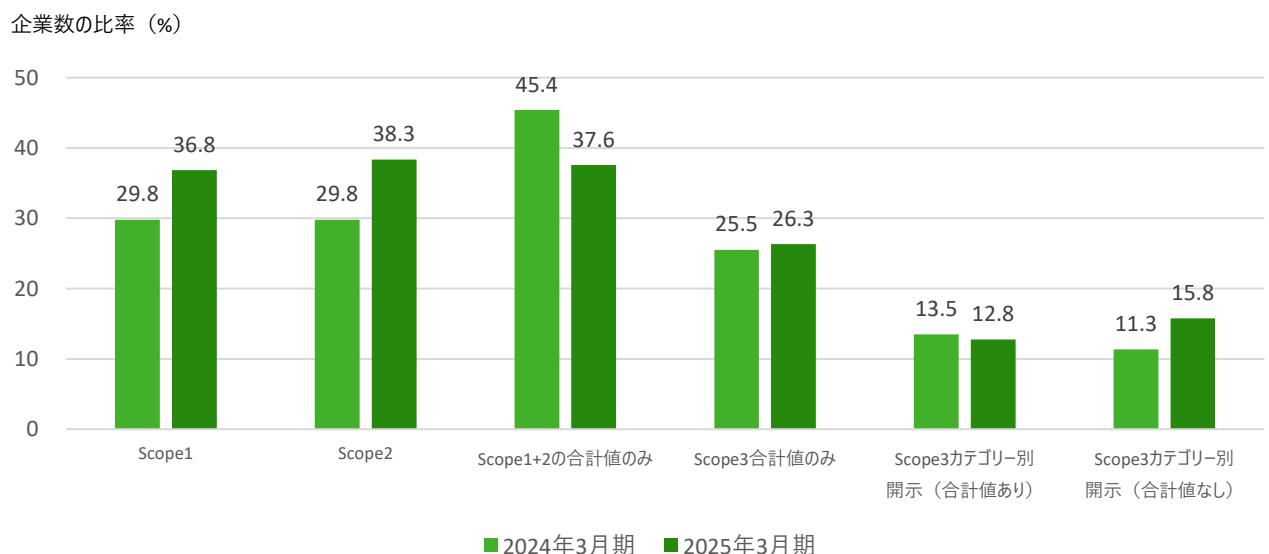
① GHG排出の3つの区分による開示

気候基準では、GHG排出について「GHGプロトコル（2004年）」で用いられている定義を採用して、3つのScope（Scope1、Scope2、Scope3）を報告企業の視点から定義したうえで、当報告期間中に生成したGHG排出の絶対総量について3つに区分して開示しなければならないとしている（気候基準6項目（4）（5）（6）、47項目、BC111-114項目）。

GHG排出の実績値を前期実績値もしくは当期実績値で開示していた企業は78.9%（72.3%）であり（【図表35】【図表36】参照）、前期より開示する企業が増えている。Scope1及びScope2の実績値は、Scope1と2を区分して開示している企業の割合が増加し、Scope1+2の合計値のみを開示している企業の割合に減少が見られた（【図表30】参照）。

Scope3の実績値については、前期同様約4分の1の企業が合計値のみを開示していたが、合計値の内訳としてカテゴリー別の開示を行っている企業や、合計値の開示は行わずに特定のカテゴリーのみの開示を行っている企業もあり、開示の仕方や範囲は当期も多様であった。

【図表30】 GHGプロトコルの3区分別の実績値の開示の状況 専門家調査 プライム1兆円超企業



Scope3については、前期と同様Scope1、2と比べて、有価証券報告書における開示が少ない傾向がある（【図表30】参照）。これについては、以下のようないくつかの要因が考えられる。

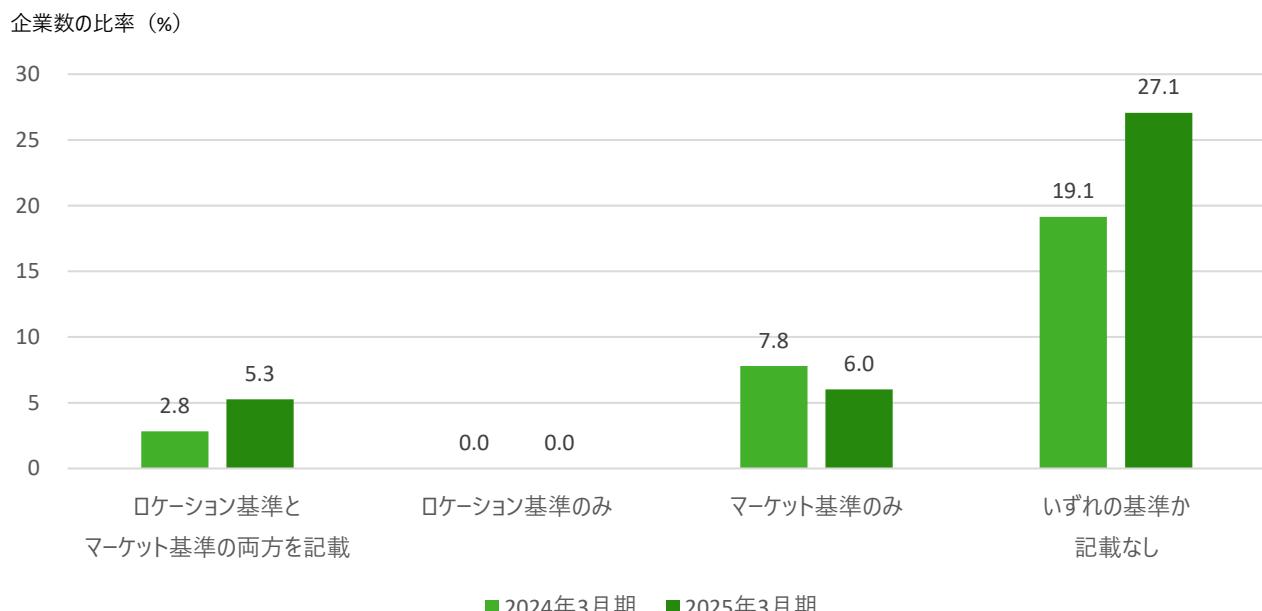
- Scope3に関する定量情報は、企業の統制の及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報の開示が求められる性質を有している。
- そのため、
 - バリューチェーン上の情報を網羅的に収集することは、実務上困難である。
 - 情報の信頼性の確保がScope1、2に比べて難しく、有価証券報告書で開示したScope3に関する上記の定量情報が事後的に誤りであることが発覚した場合には、有価証券報告書の訂正や罰則の対象となる可能性があるため、情報の信頼性が確保できる指標に開示を絞り込んでいる。
 - Scope1、2に比べて、算定プロセスが複雑であり、情報の網羅性や見積りの適切性など信頼度の高い算定方法を検討中である会社も多い。

② Scope2の測定方法の開示状況

Scope2の測定方法には、ロケーション基準とマーケット基準という2つの考え方がある。気候基準では、Scope2について、ロケーション基準によるGHG排出量を開示しなければならない（気候基準53項）としたうえで、これに加え、契約証書を企業が有している場合、Scope2を理解するうえで必要な当該契約証書に関する情報、あるいはマーケット基準によるScope2排出量、のいずれかを開示しなければならないとしている（気候基準54項）。ロケーション基準は、地域、地方、国などの特定された場所におけるエネルギー生成に関する平均的な排出係数を用いる方法であるのに対し、マーケット基準は報告企業が実際に購入した電気等の購入契約及び分離された契約証書の内容を測定に反映する方法である。計算に用いる排出係数が異なるため、どちらの基準に基づくかにより実績値が異なるため、Scope2の算定方法は投資家にとって重要な情報となる。

Scope2の実績値を開示している企業の割合は38.3%（29.8%）であり、前期より開示する企業は増えているものの、Scope2測定の前提条件を開示している企業は11.3%（10.6%、（ ）は2024年3月期の割合。以下同じ）であるのに対し、開示していない企業は27.1%（19.1%）であった。また、ロケーション基準とマーケット基準の両方を開示している企業は5.3%（2.8%）であり、ロケーション基準のみを開示している企業はなかった（【図表31】参照）。前期に比べ、ロケーション基準とマーケット基準の両方を記載している企業の割合にやや増加が見られた。

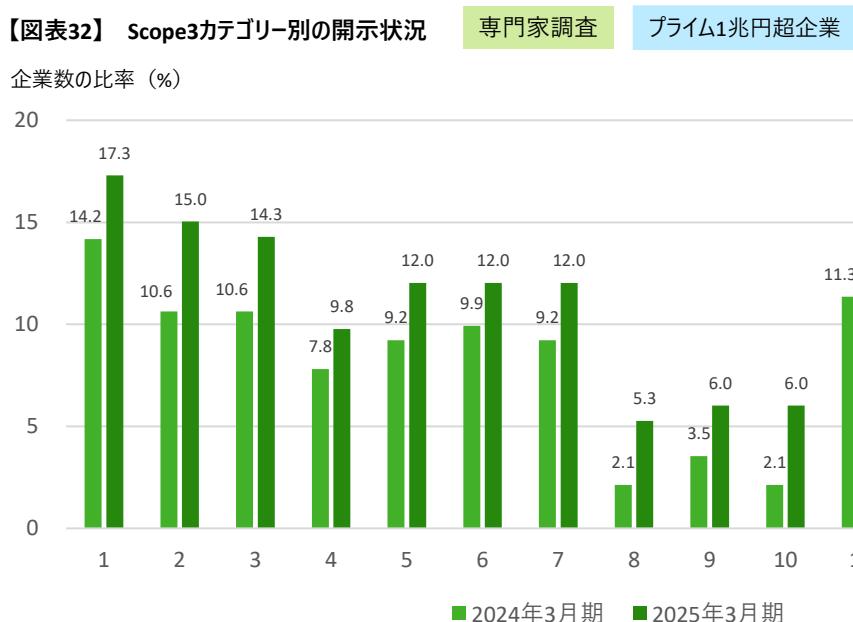
【図表31】 Scope2の測定の前提条件開示 専門家調査 プライム1兆円超企業



③ Scope3のカテゴリー別の開示状況

気候基準では、Scope3については、GHGプロトコル「Scope3基準（2011年）」に記述されているScope3カテゴリーに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示しなければならないとしている（気候基準55項）。2025年3月期の有価証券報告書でカテゴリー別に実績値を開示していたのは28.6%（24.8%）であり、内訳としては、合計値あり12.8%（13.5%）、合計値なし15.8%（11.3%）であった（【図表30】参照）。

分析対象企業において、各カテゴリーの開示比率は【図表32】の通りである。全体として前年調査に比べ開示比率が高まっている傾向が見られた。



企業によって重要なカテゴリーは異なるため、カテゴリー別の開示においては、業種ごとに異なる傾向が見られた。例えば、製造業のように原料を仕入れて製造・販売を行う企業においては、一般的にカテゴリー1（購入した物品・サービス）、4（上流の輸送、配送）、11（販売した製品の使用）、12（販売した製品の廃棄処理）が重要になることが多く、自社製品使用時にエネルギーを使用する企業においては、一般的にカテゴリー11（販売した製品の使用）が重要になることが多いと思われる。また、金融機関においては、カテゴリー15（投資）が重要なカテゴリーになることが多いと思われる。

また、カテゴリー別の開示を行っている企業においては、特定のカテゴリーのみを開示している企業が多かったが、開示をしていないカテゴリーについて、ゼロとして開示している企業も見られた。開示対象外としたカテゴリーについては、その理由が簡潔に記載されている事例もみられたが、特に理由の記載がない事例も見られた。

なお、Scope3に関する定量情報について、事後的に誤りがあることが発覚した場合の扱いについては、その他の論点と合わせて金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」及び令和7年度「ディスクロージャーワーキング・グループ」において、セーフハーバー・ルールのあり方について議論が行われている。具体的には、2025年7月17日に公表された同ワーキング・グループの中間論点整理²⁴では、まずは金融庁が開示ガイドラインを改正し、Scope3GHG排出量に関する情報について一定の要件を満たした場合には、虚偽記載等の責任を負わないことが適当としつつ、法律改正も含めて引き続き検討することが望ましいとの方向性が示されており、今後の動向に留意が必要である。

*24 出所：金融庁「金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理の公表について」（2025年7月17日）

(3) 気候基準におけるGHG排出目標の開示の状況

本項では、2025年3月期のGHG排出目標の開示状況について分析した。

【図表33】 GHG排出目標 専門家調査 プライム1兆円超企業

 : 75%以上の企業で開示  : 50%以上75%未満の企業で開示
 : 25%以上50%未満の企業で開示  : 開示企業25%未満

GHG排出目標 (気候基準97項) から一部抜粋	開示状況
① 総量（グロス）での開示	
② 純量（ネット）での開示	
③ 総量（グロス）又は純量（ネット）のいずれか不明	

参考：気候基準に基づきトマツ作成

GHG排出目標の総量（グロス）目標又は純量（ネット）目標の開示

気候基準では、GHG排出目標がある場合、GHG排出目標は、総量（グロス）目標又は純量（ネット）目標のいずれによるものか、開示することが求められている（気候基準92項、97項（3））。

2025年3月期に新たに追加した調査項目であるGHG排出目標の開示の状況において、GHG排出目標を開示している企業は約9割であり、多くの企業が目標を設定し、開示している状況にあった。そのうち、総量（グロス）で開示している企業は1割に満たず、純量（ネット）で開示している企業は約7割であった。また、GHG排出目標が総量（グロス）又は純量（ネット）のいずれであるか明確ではない企業が約1割であった（【図表33】参照）。

純量（ネット）目標がある場合、当該目標を達成するために使用する計画があるカーボン・クレジットに関する説明を開示することが求められているが（気候基準97項（5））、カーボン・クレジットについて言及している企業は1割未満であった。純量（ネット）目標を開示する企業が多く見られたものの、目標達成のためにどのような取組を行っていくのか、自社の削減努力によるGHG排出と他社の削減努力の結果であるカーボン・クレジットの使用等について、具体的に記載することが今後期待される。

また、気候基準では、気候関連の目標及び目標設定についての方法論が第三者によって認証されているかどうかについて、開示することが求められている（気候基準94項（1））。気候関連の目標について、SBTi（Science Based Targets Initiative）の認証を受けている旨、開示している企業は約3割、RE100（Renewable Energy 100%）に言及している企業は約1割であった。

4.4.3 GHG排出量実績・削減目標における有価証券報告書での開示状況

気候変動に関し重要性が高いと考えられる指標及び目標として、GHG排出がある。本項では、開示府令改正3年目の2025年3月期において、GHG排出の開示（GHG排出量やGHG削減量、削減割合の開示を含む。以下同じ）がどの程度進んでいるか、定量的な観点から分析する。具体的には、2025年3月期の有価証券報告書について、（1）実績値の開示状況、（2）実績値の開示年度、（3）比較年度の実績値の開示状況（実績値を何期分開示しているか）、（4）集計範囲（パウンダリー）、（5）任意開示の参照、（6）第三者による保証等の有無、（7）適用されているフレームワークについて分析を行った。

開示府令等にはGHG排出の開示に関する具体的な記載事項の定めがない。しかし、開示府令の改正と同時に金融庁より公表された「記述情報の開示に関する原則（別添）－サステナビリティ情報の開示について－」では、望ましい開示に向けた取組みとして、「GHG排出に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope1、Scope2のGHG排出について、企業において積極的に開示することが期待される」との考えが示されている。また、Scope3についても、企業のバリューチェーンを把握し、気候変動に関するリスク及び機会についての有用な情報を投資家に提供する重要な情報であり、開示することが有用と考えられる、とされている^{*25}。

*25 出所：金融庁「記述情報の開示の好事例集2023」投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント（気候変動関連1/2）

(1) 実績値の開示状況

① 全上場企業の開示状況

AIを用いて3月期決算の全上場企業における、市場区分別・Scope別のGHG排出量実績・削減目標の開示率を分析した（【図表34】）。なお、Scope1の場合、Scope1+2、Scope1+2+3のように、複数のScopeの合計値を開示している場合もScope1の開示ありとして集計を行った。Scope2、Scope3の集計についても同様に行なった。

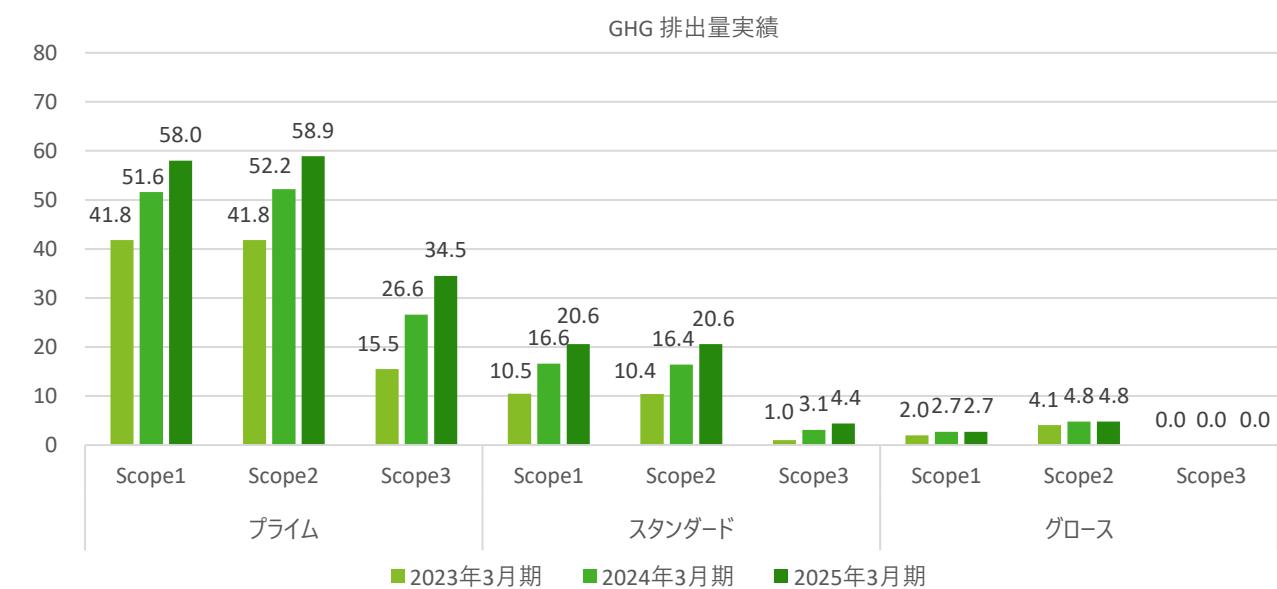
分析の結果、プライム・スタンダード市場において全Scopeで排出量実績・削減目標ともに開示率が経年で増加傾向にあることが見て取れる。特に、今後SSB基準の義務化対象を含むプライム市場における開示率の増加が大きい。開示府令では排出量実績の開示は求められていないものの、排出量実績の算出が難しいScope3においても堅調に増加しており、銀行等では削減目標はScope1及びScope2だけの記載にとどまる一方で、排出実績はすべてのScopeを開示している企業も見られた。これらは金融機関の排出量算定の標準化等の取組みが進んできていることが影響している可能性がある。

【図表34】 GHG排出量実績・削減目標における市場区分ごとのScope別開示率の経年推移

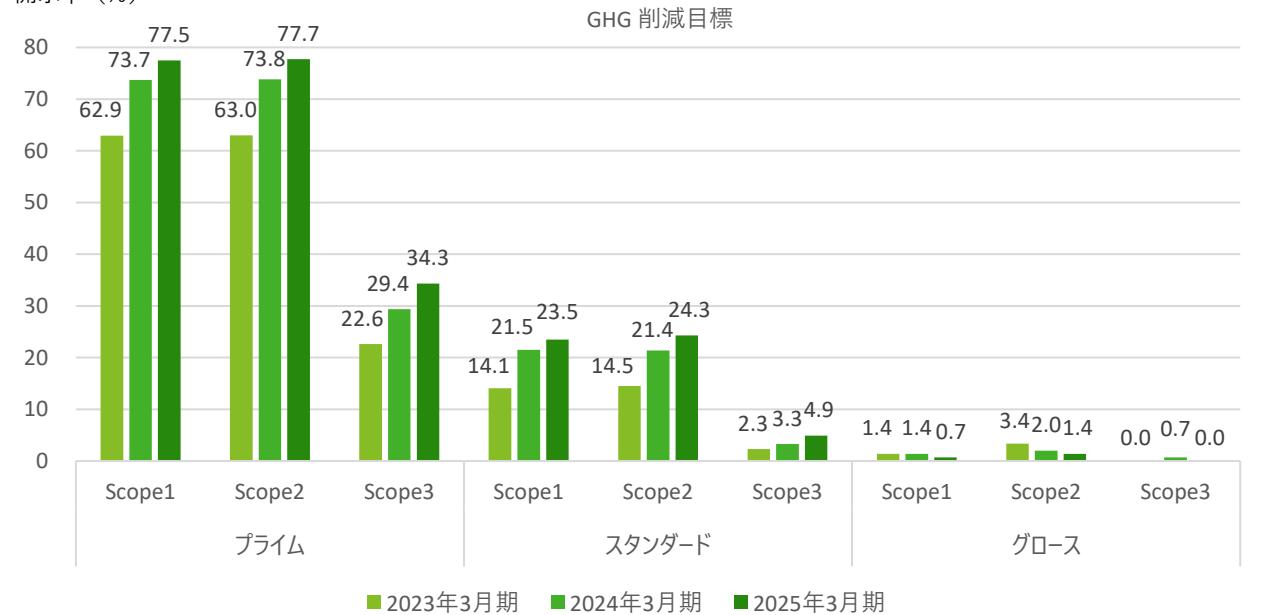
AI調査

全上場企業

開示率（%）



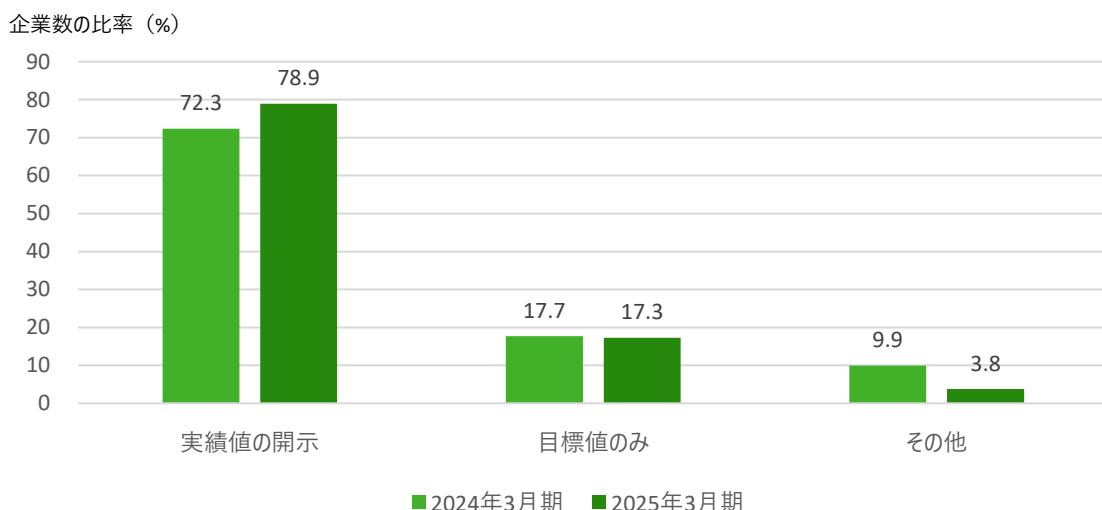
開示率（%）



② 時価総額1兆円以上の開示状況

2025年3月期の有価証券報告書で分析対象とした企業のほとんどが、気候変動対応に関連しGHG排出について何らかの開示を行っているが、GHG排出の実績値を開示している企業は78.9%（72.3%、（ ）は2024年3月期の割合。以下同じ）となっており、前期より実績値を開示している企業の割合の増加が見られた。開示府令では、GHG排出の実績値の開示は求められていないものの、多くの企業が実績値を開示しており、実績値を開示せず目標値のみを開示している企業は17.3%（17.7%）と前期とほぼ同様の割合であった（【図表35】参照）。

【図表35】 GHG排出実績値の開示状況 専門家調査 プライム1兆円超企業



*その他には、GHG排出の指標（実績値もしくは目標値）の開示を省略している企業に加え、GHG排出について定性的な情報のみを開示している企業も含めて集計している。

前期の本調査と比較した場合、有価証券報告書にて実績値の開示を行った企業の割合の増加が見られ、GHG排出量について目標も含め定量的な開示を行っていない企業の割合は減少が見られる。

また、排出量の絶対量については開示がなく、基準年に対する削減率の実績又は目標のみを開示している企業も複数見られた。

なお、GHG排出のScope1、Scope2、Scope3別の開示が状況については、「[4.4.2 \(2\) 気候基準で求められている区別開示の状況](#)」の分析を参照されたい。

(2) 実績値の開示年度

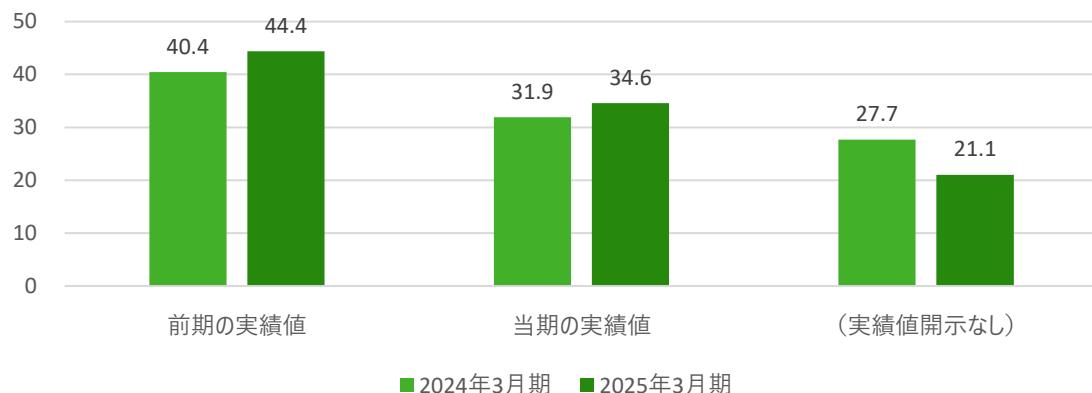
GHG排出の指標を有価証券報告書において開示する際に、有価証券報告書の提出までに実績値の集計が間に合わないような場合は、概算値や前年度の情報を記載することも可能とされている^{*26}。2025年3月期の有価証券報告書で最新の2025年3月期の実績値を開示している企業は34.6%（31.9%）、1年前の2024年3月期の実績値を開示している企業は44.4%（40.4%）であり、実績値を開示する企業は増加傾向にある（【図表36】参照）。

また、最新の実績値を開示している場合に、速報値である旨などを記載している事例も複数見られた。

*26 出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.238等。なお、概算値や前年度の情報を開示する場合、その旨を記載し、投資家に誤解を生じさせないようにすることに留意が必要である。

【図表36】 2025年3月期の有価証券報告書における実績値の開示年度 専門家調査 プライム1兆円超企業

企業数の比率 (%)



集計にあたっては、開示しているGHG排出の実績値がScope1、Scope2、Scope3の区分により異なる年度となっている場合、2025年3月期の開示が含まれている場合には当期の開示として集計している。

GHG排出の実績値が当期（2025年3月期）よりも前期（2024年3月期）の開示が多いのは、以下のような要因が考えられる。

- 有価証券報告書の提出までに当期の実績値の算定が間に合わない。
- 有価証券報告書の提出までに当期の実績値の算定が間に合う場合でも、情報の信頼性確保のため、有価証券報告書提出後に実施する第三者による検証後の数値を有価証券報告書で開示する方針としている。
- 当期の実績は、統合報告書等の任意開示（以下「任意開示」という）への参照としている。

(3) 比較年度の実績値の開示状況（実績値を何期分開示しているか）

GHG排出の実績値が何期分開示されているか確認したところ、1期分のみを開示している企業が最も多く42.9%（39.7%）であった（【図表37】参照）。1期分のみの開示企業が最も多い状況は前期から変わりなく、任意開示では複数年の開示を行っている企業であっても、有価証券報告書では過去の実績値は限定的な開示となっている傾向が見られた。

【図表37】 GHG排出の実績値を何期分開示しているか 専門家調査 プライム1兆円超企業

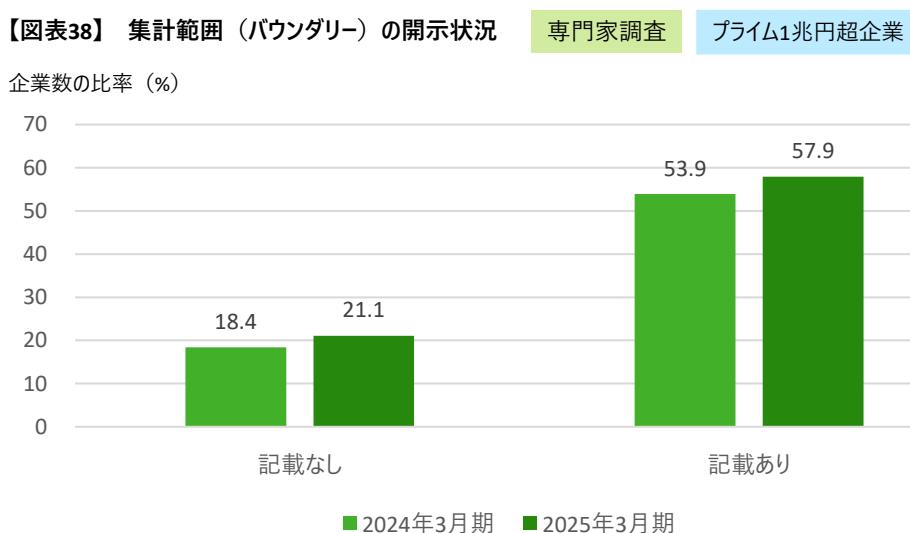
企業数の比率 (%)



GHG排出の実績値開示は、気候変動に関連するリスク及び機会に対処するための企業の取組みやGHG排出の削減が中長期的な目標どおり進捗しているか、長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる指標である。そのため、1期分のみの開示では、取組みの進捗状況が分かりづらく、比較年度の実績を含めた時系列での変化を開示することが有用である。また、目標と実績に大きな乖離がある場合は、その理由を開示することが有用である。

(4) 集計範囲（パウンダー）

指標及び目標については、基本的には連結ベースの指標及び目標を開示する^{*27*28}とされている。また、指標については、指標の範囲等、指標の前提その他の補足情報に関して併せて記載することが期待されており、57.9%（53.9%）の企業が集計範囲（パウンダー）の開示を行っていた（【図表38】参照）。



集計範囲（パウンダー）の開示は、「当社及び連結子会社」「連結グループ」「当社グループ」「国内外グループ全社」「当社及び主要なグループ会社」「当社及び連結子会社のうちCO2排出量が大きい会社」「当社及び基幹事業会社」「会社が定めた〇〇判定基準でグループ全事業所をABCの3区分に分類し、環境負荷が大きい〇区分事業所及び〇〇事業を集計対象としている」「法令でエネルギー使用量、CO2排出量の報告義務のある〇〇社」など、企業によって書き方がばらついているため、集計範囲（パウンダー）の把握が難しい状況であった。特に連結子会社のうち、一部の子会社だけを集計範囲（パウンダー）に含めている企業では、具体的な子会社名や集計対象となる基準を明記をしている企業もあったものの、有価証券報告書内の記載のみでは判然としない企業も散見された。

「当社グループ」や「当社及び連結子会社」などの開示内容から集計範囲（パウンダー）を連結ベースと推測した企業が32.3%（32.6%）、連結グループのうち重要な子会社のみを含めて集計していると推測した企業が20.3%（19.9%）、「当社」「提出会社」などの開示内容から単体ベースと推測した企業が5.3%（1.4%）であった。ただし、連結ベースと推測した企業が、財務報告での連結会社と集計範囲が同じかどうかについては、ほとんどの企業で開示がないため判別が難しい状況であった。

また、集計範囲（パウンダー）が連結ベースではない場合、開示の対象範囲及び当該範囲とした理由を記載することが期待される。GHG排出の集計範囲（パウンダー）が連結ベースではない理由を開示している企業は、6.0%（3.5%）であった。

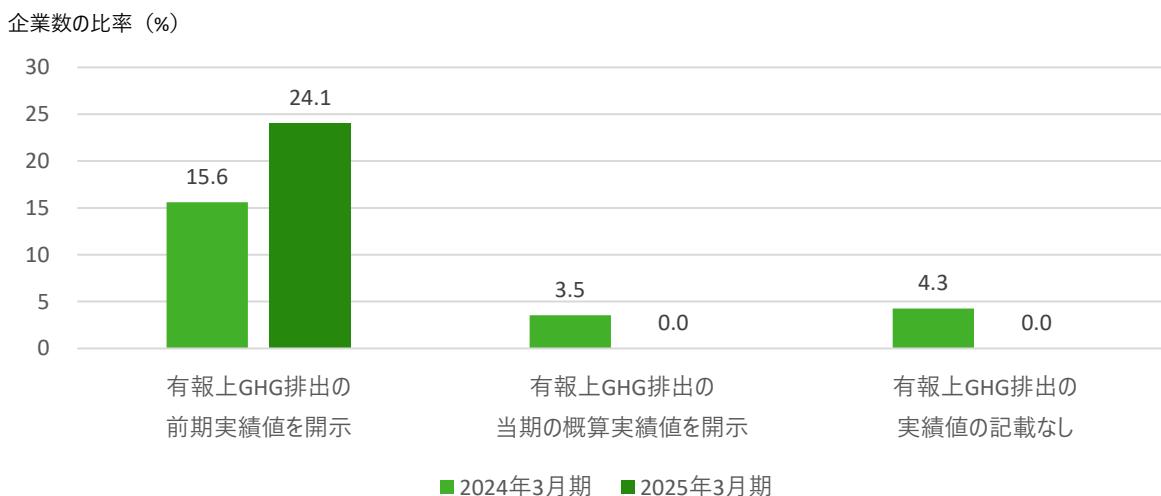
*27 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）において「当連結会計年度末における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況」と規定されている。

*28 連結グループにおける記載が困難である場合（例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているが、必ずしも連結グループに属するすべての会社では行われてはいない等）には、その旨を記載したうえで、例えば、連結グループの主要な事業を営む会社単体（複数ある場合にはそれぞれ）又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び指標の開示を行うことも考えられるとされている。（出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.166、167）

(5) 任意開示の参照

GHG排出の開示について、補完情報として任意開示の参照先を記載しているか確認したところ、24.1%（23.4%）の企業が参照先を開示していた（【図表39】参照）。

【図表39】 GHG排出について任意開示を参照している企業 専門家調査 プライム1兆円超企業



有価証券報告書の記載内容を補完する詳細情報として任意開示を参照する場合、前期の情報（長期時系列で示した比較年度の実績等）が記載された任意開示や将来公表予定の任意開示を参照することが考えられる。当期において任意開示を参照していた24.1%の企業は、いずれも有価証券報告書で開示している直近のGHG排出の実績値の開示が前期のものである企業であり、有価証券報告書提出後に公表予定の任意開示を参照先としている企業が多く見られた。

将来公表予定の書類を参照する際には、投資家に理解しやすいよう公表時期や公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれる^{*29}とされている。前期の実績値を開示している企業では、「2024年度（2025年3月期）の実績は、2025年〇月以降に当社ホームページ上で公表する「〇〇〇〇〇〇〇〇」をご参照ください。当該開示資料は以下のURLからご覧いただくことができます。」など、参照先の任意開示の公表時期を明記したうえで、参照先となる任意開示のウェブ上のアドレスを併せて開示する事例が多く見られた。

なお、投資家の投資判断上重要であると企業が判断した事項については、有価証券報告書に記載する必要があり、任意に公表した他の書類への参照は、あくまで補完情報との位置付けである^{*30}ことに留意が必要である。令和6年度有価証券報告書レビュー結果においても、令和5年度のレビュー結果に引き続き課題⑩として、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備があることが指摘されている。適切ではない事例として、開示府令で記載が求められている戦略や指標及び目標に該当する内容が有価証券報告書に記載されずに他の開示書類参照としていた事例が示されており、今後も留意が必要と思われる。

(6) 第三者による任意保証等の有無

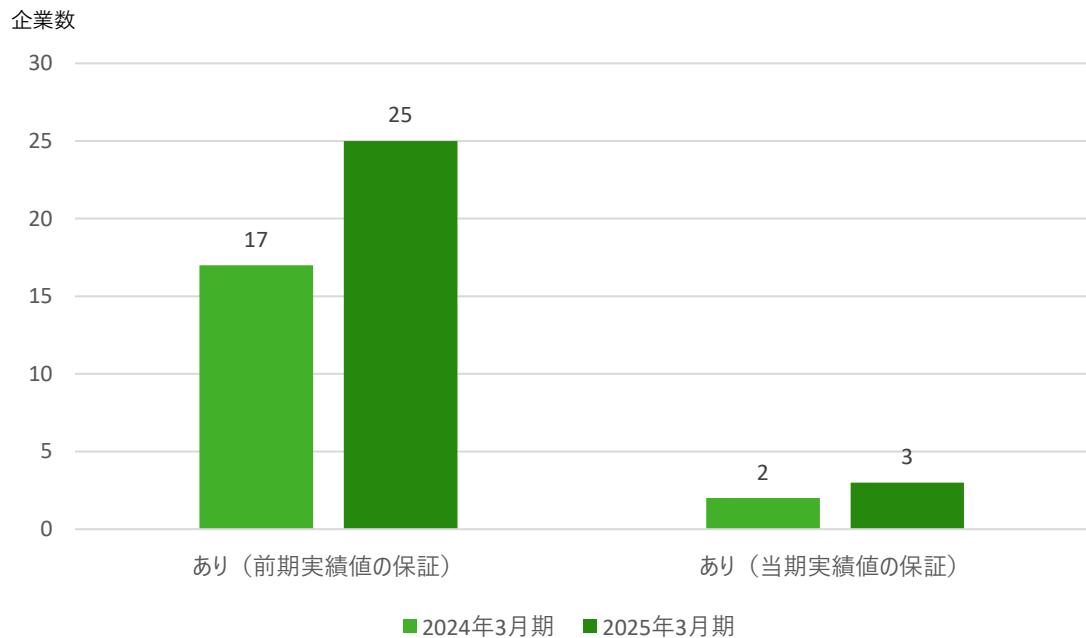
GHG排出に関する情報の信頼性の担保のためには、第三者による保証もしくは検証を受けることが有効な手段と考えられる。本項では、GHG排出の実績値を開示した企業が、第三者による保証や検証（以下「保証等」という）の有無について開示しているか分析した。

任意で保証等を受けている旨を開示（有価証券報告書以外の任意報告書にて保証を受けている旨を有価証券報告書内で開示している場合を含む）している企業は28社（19社）であり、前期よりやや増加している。保証の対象事業年度は前期の実績値としている企業が25社（17社）、当期の実績値としている企業が3社（2社）であった（【図表40】参照）。

*29 出所：金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（2023年1月31日）No.242等

*30 出所：金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（2023年1月31日）No.254等

【図表40】 有価証券報告書におけるGHG排出の実績値の保証等に関する記載 専門家調査 プライム1兆円超企業



GHG排出の実績値の開示にあたり、有価証券報告書の提出日までに確定値の算定が難しい場合、前期の数値や概算値を開示することも認められている。この場合、実際の集計結果が概算値から大きく異なるなど、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられる、とされている*31。

*31 出所：金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（2023年1月31日）No.238等

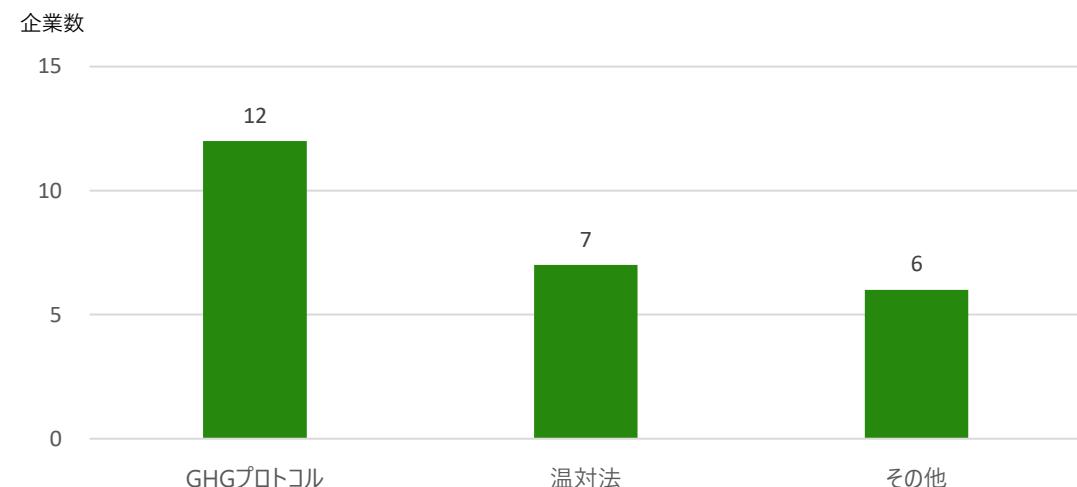
(7) 適用されているフレームワーク

気候基準62項では、「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を用いてGHG排出を測定するにあたり、気候基準50項および51項に基づきGHG排出量を区分して開示することとした測定方法のそれぞれについて、「GHGプロトコルとは異なる方法を要求している法域の法令の名称又は企業が上場する取引所及び当該取引所の規則の名称」や「GHGプロトコルとは異なる方法を選択した理由」などを開示することを要求している。そこで、企業のGHG排出量について、適用されているフレームワークがGHGプロトコルであるか、それ以外であるか、それ以外である場合には「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」）」など具体的に適用されているフレームワークが有価証券報告書で開示されているかについて本年調査で新たに分析した。

GHG排出量の測定に企業が適用したフレームワークがGHGプロトコルであることが読み取れた企業は12社あり、温対法であることが読み取れた企業は7社、その他の記載が6社であった【図表41参照】。それ以外の大多数の企業の開示においては、有価証券報告書の記載のみから、GHG排出量の測定に適用されているフレームワークが何であるかを読み取ることはできなかった。

上述のとおり、SSBJ基準適用後は気候基準62項など適用フレームワークやその採用理由など、より詳細な開示が要求されることになるため、各企業においても準備が必要になるだろう。

【図表41】 GHG排出量の測定に適用しているフレームワークを明示的に開示している企業 専門家調査 プライム1兆円超企業



※その他には、例えば「GHGプロトコルや環境省の「サプライチェーンを通じたGHG排出量算定に関する基本ガイドライン」などを参考」にしている旨の記載や、「日本は温対法、日本以外の国々については排出源地域の当局等の基準あるいはGHGプロトコル」に基づいている旨の記載、金融機関のScope3では「PCAF基準に基づいている」などの記載が見られた。

4.4.4 人的資本に関する実績値の有価証券報告書での開示状況

人的資本に関連する戦略、指標、目標及び実績の記載は、すべての企業において開示が求められており^{*32}、ほとんどの企業が指標として定量的情報を開示している（【図表42】参照）。本項では、人的資本に関連する指標及び目標の開示がどのように拡充したかを（1）実績値の開示状況、（2）実績値の開示年度、（3）比較年度の実績値の開示状況（実績値を何期分開示しているか）、（4）集計範囲（パワーアンダリー）、（5）任意開示の参考、（6）第三者による任意保証等の有無、（7）人的資本に関する方針等の記載について分析した。

（1）実績値の開示状況

前期に引き続き、当期においても、人材育成に関する指標（DXに係る指標や施策に基づく企業独自の指標）や、有価証券報告書の第1【企業の概況】の5【従業員の状況】で開示が求められている女性管理職比率や男性の育児休業取得率について、より詳細な情報を有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】で開示している企業が多く見られた。

また、全社的な経営方針・経営戦略と人的資本の戦略の関係が明確となるように、図を駆使したり、ストーリー建てた説明を行う等、開示を工夫している事例もあった。

具体的な開示例（企業独自の指標等）

- DXに関する指標（DX人材育成、生成AIツールを積極的に使用している従業員の割合など）
- 組織内のコミュニケーションに関する指標（組織のフラット化の状況、グループ間のコミュニケーション、社員間コミュニケーションの機会など）
- 健康に関する指標（喫煙率、肥満率、がん検診受診率など）

一方で、令和6年度有価証券報告書レビュー結果の課題⑦として、人的資本（人材の多様性を含む）に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である点が挙げられているが、分析対象企業の中には、人的資本に関する指標、目標及び実績の開示を行っていない事例や、人的資本に関する方針、指標、目標及び実績は開示されているものの、これらの方針と指標の対応関係が不明瞭であるため、結果的に当該方針と関連する指標、目標及び実績が記載されているかが不明瞭となっている事例も散見されており、今後留意が必要と思われる。

*32 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）c

(2) 実績値の開示年度

人的資本に関する指標について、有価証券報告書の提出までに実績値の集計が間に合わないような場合は、概算値や前年度の情報を記載することも可能とされている^{*33}。

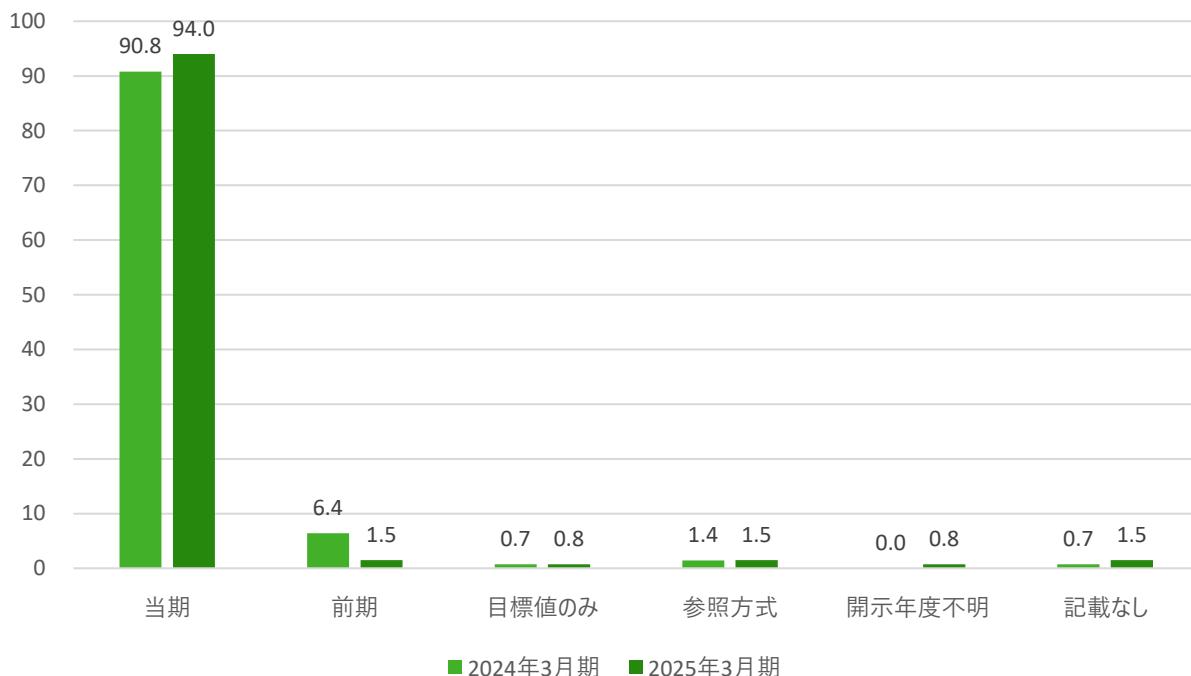
分析対象企業のうち、有価証券報告書の開示年度と同じ年度の実績値を開示している企業の割合は94.0%（90.8%）であり、当期の実績値を開示する企業の割合が高まっている（【図表42】参照）。一方で、実績値を開示しているが、開示年度が不明な事例、そもそも人的資本に関する指標の実績値を開示していない事例もあった。

【図表42】 有価証券報告書において開示している実績値の対象年度

専門家調査

プライム1兆円超企業

企業数の比率（%）



なお、集計にあたっては、開示している人的資本関連の実績値が指標により異なる年度となっている場合、当期の開示が含まれている場合は、当期の開示として集計している。

人的資本に関する指標とGHG排出に関する指標では、実績値の開示年度に大きな違いが見られた。人的資本については、開示府令上、指標、目標及び実績の開示が求められているため、当期の実績値を開示している企業のうち、94.0%（90.8%）が当期の実績値を開示していたが、GHG排出では当期の実績値を開示している企業は34.6%（31.9%）であり（【図表36】参照）、1年遅れた前期の実績値を開示している企業のほうが多い状況であった。

*33 出所：金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（2023年1月31日）No.238等。なお、概算値や前年度の情報を開示する場合、その旨を記載し、投資家に誤解を生じさせないようにする必要があることに留意が必要である。

(3) 比較年度の実績値の開示状況（実績値を何期分開示しているか）

人的資本関連の指標の実績値が何期分開示されているか確認したところ、両年度ともに1期分のみを開示している企業が最も多かった（【図表43】参照）。

人的資本に係る戦略は、中長期にわたる取組みが多いと考えられるため、1期分のみの開示では、取組みの進捗状況が分かりづらく、比較年度の実績を含めた長期時系列での変化を開示することが有用である。この点、開示府令改正2年目の前期は、実績値を開示している企業のうち、1期分のみの開示が61.0%、2期分もしくは3期分を開示している企業が26.3%であったが、開示府令改正3年目の当期では、実績値を開示している企業のうち、1期分のみの開示が51.1%、2期分もしくは3期分を開示している企業が30.3%であり、複数年度の実績値を開示する企業が増加している。

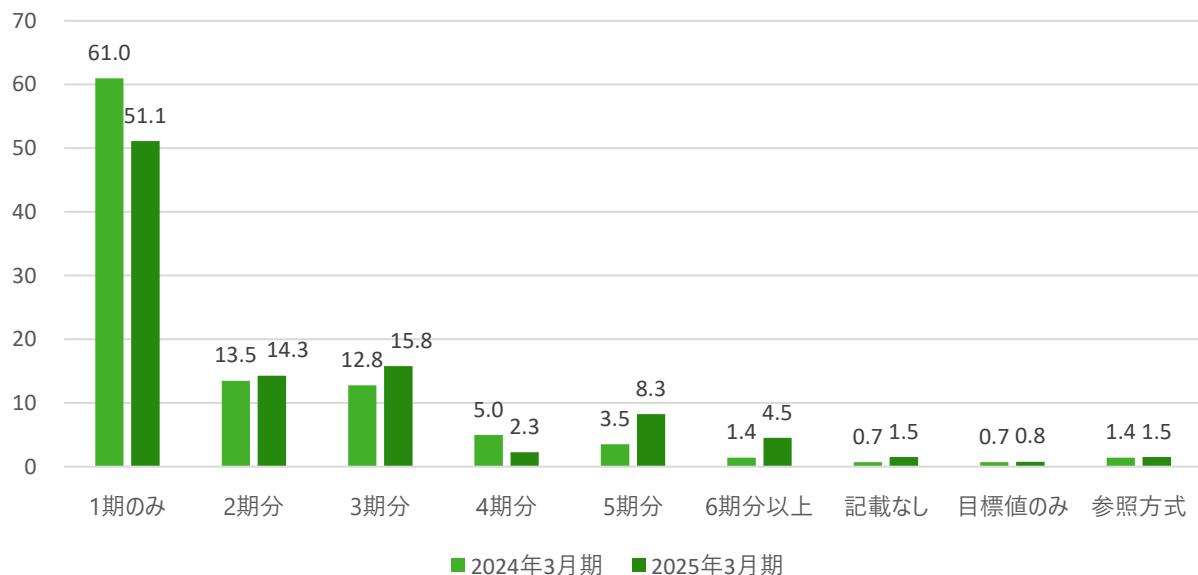
また、開示年数に関しても、6期分以上開示している企業は前期が1%台であったのに対し、当期は4.5%と、より多くの期間の実績値を開示する企業が増加している。

【図表43】 人的資本の指標に関する実績値を何期分開示しているか

専門家調査

プライム1兆円超企業

企業数の比率（%）



(4) 集計範囲（バウンダリー）

指標及び目標については、基本的には連結ベースの指標及び目標を開示するとされている^{*34*35}。

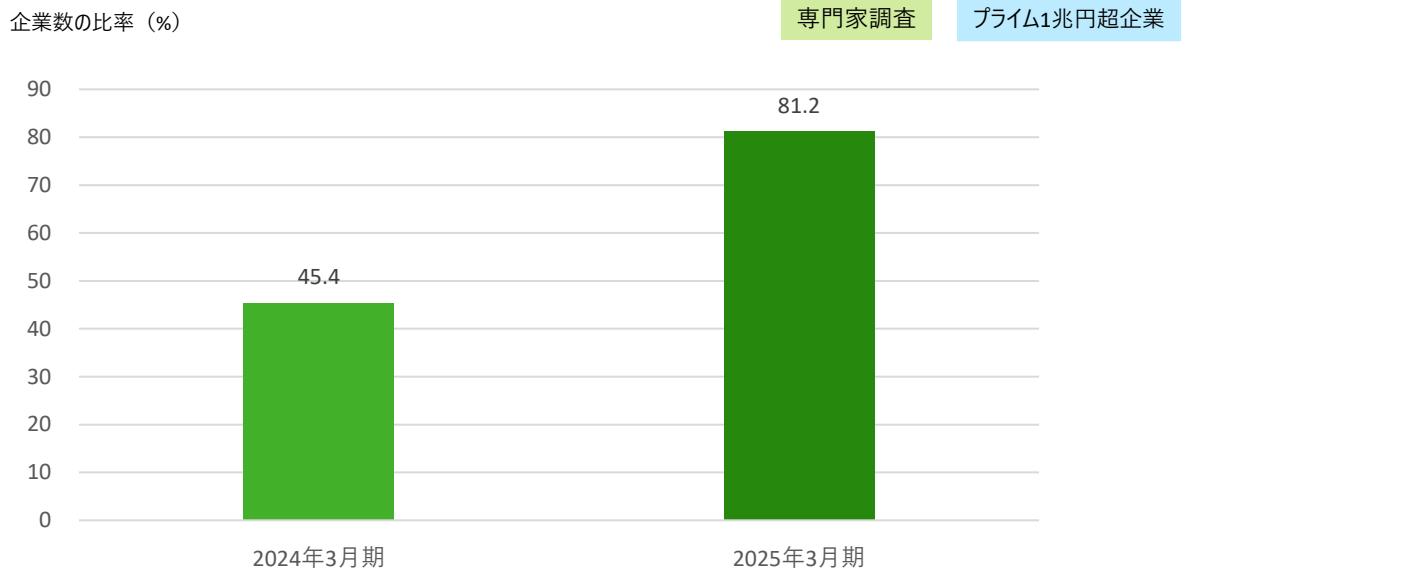
人的資本関連する指標について、集計範囲（バウンダリー）を連結ベース（一部の指標のみ連結ベースを含む）、もしくは提出会社と重要な子会社を集計した指標を開示している企業は81.2%（45.4%）であり、前期から大きく増加している（【図表44】参照）。

内訳別に見ると、一部の指標のみ連結ベースで開示している企業や提出会社と重要な子会社を集計した指標を開示している企業の割合が高く、人的資本関連の指標のすべてを連結ベースで開示している企業は少数であった。

*34 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）において「当連結会計年度末における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況」と規定されている。

*35 連結グループにおける記載が困難である場合（例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているが、必ずしも連結グループに属するすべての会社では行われてはいない等）には、その旨を記載したうえで、例えば、連結グループの主要な事業を営む会社単体（複数ある場合にはそれぞれ）又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び指標の開示を行うことも考えられるとされている。（出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.166、167）

【図表44】 人的資本に関する集計範囲（パワーダリー）を連結ベース又は子会社を一部含むベースで開示している企業



人的資本に関する指標を連結ベースで開示していない企業のうち、理由を開示している企業は、当期は27.8%（25.5%）と微増であった。

連結ベースで開示していない理由として、以下のような理由を開示している企業が複数見られた。

- 指標については必ずしもすべての連結子会社で開示する指標のデータ管理が行われていないため、当社グループとしての記載が困難である。このため、指標に関する目標及び実績は、当社及び当社グループにおける主要な事業を営む連結子会社のものを記載している。
- 連結ベースでの指標及び目標の開示については、各社毎に事業内容及び事業環境が多岐にわたるため、連結グループに属する全ての会社を総合した指標は設定していない。

令和6年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題⑧として人的資本（人材の多様性を含む）に関する指標、目標及び実績が連結ベースの記載となっていない点が指摘されており、適切ではないと考えられる事例として、連結会社を対象とした記載が求められている中、理由等の記載もなく、提出会社の指標及び目標のみが記載されている事例が示されている。連結ベースの開示を行うことが困難な場合には、その旨、その理由、開示の対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載することが考えられる。

(5) 任意開示の参照

開示府令では、人的資本について指標及び目標に加えて、実績の開示が求められている。有価証券報告書の分析対象企業のうち、人的資本関連の指標について、実績値を開示していない企業の割合は、当期3.8%（2.8%）と低かった。そのうち、任意開示を参照していた企業の割合は、前期及び当期ともに約1%であった。

(6) 第三者による任意保証等の有無

分析対象企業のうち有価証券報告書において、人的資本に関連する指標の実績値につき第三者による保証や検証（以下「保証等」という）を受けている旨を開示している企業は、前期及び当期ともに1社であった。

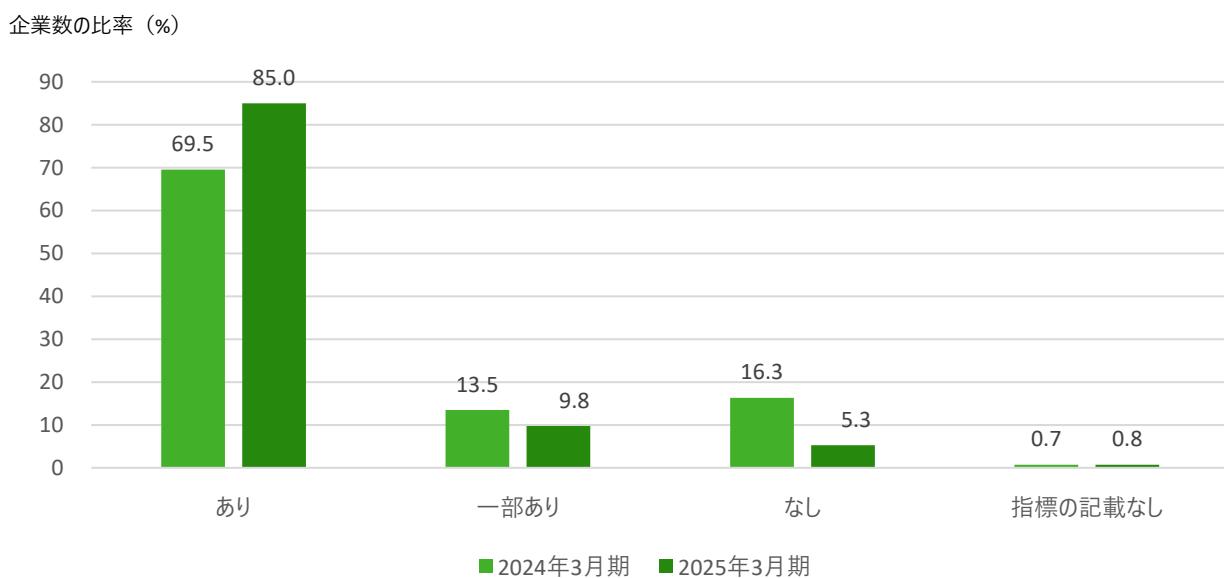
人的資本に関連する指標の実績値においても信頼性の担保のためには、第三者による保証等を受けることが有効な手段と考えられるが、任意開示で保証等を受けている旨を開示していても、有価証券報告書で保証を受けている旨を開示している企業はほとんどない状況であった。

(7) 人的資本に関する方針等の記載

開示府令では、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に関する方針を記載すること並びに記載した方針に関する指標、目標及び実績を記載することが求められている*36。

有価証券報告書の分析対象企業において、人的資本に関連する指標に対応する方針や戦略の開示の有無について確認したところ、当期は85.0%（69.5%）の企業において指標に対応する人材育成や社内環境整備に関する方針や戦略が開示されていた（【図表45】参照）。一部ありも含めると94.8%（83.0%）の企業が指標に対応する人材育成や社内環境整備に関する方針や戦略の開示を行っており、これらの開示への企業の取組みが進んでいることがうかがえる。

【図表45】 人的資本の指標に対応する方針や戦略の開示 専門家調査 プライム1兆円超企業



一方で、令和6年度有価証券報告書レビュー結果においても、令和5年度に続き、課題⑦として人的資本（人材の多様性を含む）に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である点が指摘されている。当期の分析対象企業においても、指標の開示はあるがそれに対応する人材育成や社内環境整備に関する方針や戦略の開示がない企業が5.3%（16.3%）（一部のみある企業も含めると15.1%（29.8%））あり、引き続き留意が必要と思われる。

*36 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）c

執筆者

【AI調査および執筆】

神津 友武 パートナー
外賀 友明 パートナー
宮村 祐一 シニアマネジャー
市川 奈穂
柴田 拓海

【専門家調査および執筆】

小林 永明 パートナー
南 貴士 パートナー
山神 卓士 マネージングディレクター
清水 恭子 シニアマネジャー
廣橋 里美 シニアマネジャー
石下 純子 シニアマネジャー
野本 陽子 シニアマネジャー
鷺見 陽介 マネジャー
立木 真理子 マネジャー
中澤 美恵子 マネジャー
橋本 篤史 マネジャー
藤本 優子 マネジャー
柳下 直子 マネジャー
山本 尚史 マネジャー

Deloitte. トーマツ. デロイト トーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジア パシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課すまたは拘束されることはありません。DTTLLおよびDTTLの各メンバーフームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイトアジア パシフィックリミテッドはDTTLのメンバーフームであり、保証有限責任会社です。デロイトアジア パシフィックリミテッドのメンバーやそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバーバス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもつて専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーフーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.